傍聴される皆様へ

懇談会の傍聴にご来場いただきありがとうございます。

傍聴にあたり、以下の事項をお守りいただきますようお願いいたします。

1 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている方のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方は、会場に入ることができません。

2 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

3 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないでください。

4 携帯電話、その他音を発生する機器の電源は切ってください。

5 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないでください。

6 会場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないでください。

7 懇談会が非公開の議題に関する審議等を行おうとするときは、会場からご退場いただきます。

8 懇談会の座長又は人権施策推進室の職員の指示に従ってください。

9 上記1～8に違反したときは、懇談会の座長の指示によりご退場いただくことがあります。

名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会開催要綱

（目的）

第１条　なごや人権施策基本方針の進行管理にあたり、学識経験者等の専門的知見を得るため、名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（委員）

第２条　懇談会の委員は、学識経験者（司法関係者を含む。）及び人権擁護施策に精通する者のうちからスポーツ市民局長が指名する。

２　スポーツ市民局長は、必要があると認める場合は、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合において新たに指名される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（座長）

第４条　懇談会には座長を置き、委員の互選により決定する。

２　座長は、懇談会の議事を進行する。

３　座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議の公開）

第５条　懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、公開に支障があるとスポーツ市民局長が判断するときは、非公開とすることができる。

２　懇談会の傍聴に係る手続き及び傍聴するものが遵守すべき事項については、別に定めるものとする。

（謝金及び旅費）

第６条　委員には、懇談会の出席に係る謝金を支払うことができる。その額は、出席１回につき11,650円とする。

２　委員以外の者が、第２条第２項の規定により懇談会に出席した場合には、前項の規定を準用する。

（庶務）

第７条　懇談会の庶務は、スポーツ市民局人権施策推進室において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、スポーツ市民局長が定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

令和５年度　第１回　名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会

日　時：令和５年８月１日（火）１０時００分～
場　所：西庁舎１２階　１２Ｂ会議室

議　題

1　なごや人権施策基本方針における令和５年度実施計画について　＜資料１＞

2　人権についての市民意識調査の実施（案）について　＜資料２＞

3　その他
（1）「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別発言について　＜資料３＞

（2）インターネットによる広報について　＜資料４＞

（3）ソレイユプラザなごやの利用実績及び事業予定等について　＜資料５＞

（4）車いすバスケットボール教室、人権スポーツ教室について　＜資料６＞

名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会構成員名簿

（50 音順）

氏　　名	所属機関名・役職
犬飼　千絵子	弁護士
小林　直三	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
近藤　　敦	名城大学法学部法学科教授
古田　憲彦	元・椙山女学園大学非常勤講師
宮前　隆文	弁護士、愛知県人権擁護委員連合会会長

事務局職員名簿

職名及び氏名	主な所掌事務
スポーツ市民局人権施策推進室 室長（人権企画主幹事務取扱） 百合草 和善 主幹（人権施策に係る特命事項の処理担当） 伊藤　寛信 主査（人権企画）　松田　麻希 主事　久保田　悟	・人権施策の推進に係る総合的企画及び総合調整 ・人権擁護委員に関すること ・人権施策に係る特命事項の処理
主幹（同和問題等）三尾 泰一郎 主査（調整）　奥村　幸広	・同和問題の解決に向けた施策の総合調整及び推進 ・人権施策の推進に係る特命事項の総合調整
スポーツ市民局 なごや人権啓発センター 所長　安藤　英樹	・人権啓発の推進及び啓発事業の企画・実施 ・人権研修の企画・実施 ・人権に関する情報の提供及び人権相談
教育委員会事務局人権教育室 室長　片岡　進矢	・人権教育施策の総合的企画及び連絡調整 ・同和教育施策の総合的企画及び連絡調整

資料1－1

令和5年度
「なごや人権施策基本方針」
（令和2年3月策定）
における取組みについて

令和5年4月24日　人権施策推進会議資料

スポーツ市民局人権施策推進室

1　なごや人権施策基本方針における令和5年度の実施計画

(1)総括

◆ 事業数(取組数)　312

◆ 主な新規・拡充事業

区分	施策名	事業名
人権に関する教育・啓発	人権啓発の推進	第5回世界身体障害者野球大会の開催
人権に関する相談・支援	相談・支援	重層的支援体制整備事業
		公立大学法人名古屋市立大学と連携した発達障害児(者)への支援
子ども	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども食堂等の運営支援
		子ども・若者の居場所づくりモデル事業
		ヤングケアラー支援モデル事業
障害者	地域における自立した生活の支援	障害者スポーツ競技用補装具等購入費助成事業
外国人	生活基盤づくり	ウクライナ避難民の支援

(2) 内訳

①共通施策

※　事業数（取組数）は重複を含む

区　分	事業数 (取組数)	主な事業	SDGs （主なもの）
人権に関する教育・啓発	25	・なごや人権啓発センターの運営 ・学校教育・社会教育における人権教育の推進	
人権に関する研修	15	・人権施策に係る職員等向け研修 ・企業における人権研修の支援	
人権尊重のまちづくり	37	・各種バリアフリー化事業の推進 ・市民団体やボランティアとの協働	
人権に関する相談・支援	55	・児童相談の実施　・生活困窮者の自立支援 ・障害者基幹相談支援センターでの各種相談、支援　・名古屋国際センターにおける相談事業	

②分野別施策

区　分	事業数 (取組数)	主な事業	SDGs （主なもの）
女　性	29	・女性のための総合相談「イーブルなごや相談室」 ・女性の活躍推進企業の認定・表彰制度	
子ども	73	・待機児童対策　　・なごや子ども応援委員会 ・児童虐待防止事業 ・子どもの権利擁護機関の運営	
高齢者	26	・敬老パスの交付 ・いきいき支援センターにおける援助・支援 ・認知症の方やその家族への支援	
障害者	48	・障害者差別解消・虐待防止事業の防止 ・障害者の居住の場の確保 ・障害者の就労支援事業（移行・継続・定着等）	
同和問題（部落差別）	21	・文化センターにおける相談、人権啓発の推進、 地域交流促進事業 ・学校教育・社会教育における人権教育の推進	
外国人	37	・外国人児童の円滑な就学促進 ・公共交通機関における多言語化 ・国際センターにおける各種相談事業	
さまざまな人権分野	26	・自殺対策事業 ・犯罪被害者等への支援 ・ホームレス自立支援施策の推進	
人権を取り巻く課題	13	・地区防災カルテを活用した防災活動の推進 ・多様な避難者に配慮した避難所運営 ・要配慮者の避難場所の充実	

2　名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会

今年度の開催予定

【日程】
〈第1回〉令和5年7月頃
【議題】
・令和5年度実施計画
・人権についての市民意識調査
・ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み
・その他

【日程】
〈第2回〉令和6年1月頃
【議題】
・令和4年度事業実績
・人権についての市民意識調査
・ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み
・その他

【参考】令和4年度開催実績（第1回：令和4年8月3日　第2回：令和5年1月24日）

構成員（50音順）

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏　名	所属機関名・役職
犬飼　千絵子	弁護士
小林　直三	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
近藤　　敦	名城大学法学部法学科教授
古田　憲彦	元椙山女学園大学非常勤講師
宮前　隆文	弁護士、名古屋人権擁護委員協議会会長

3 人権についての市民意識調査

(1) 趣旨

本市がこれまでに実施してきた人権啓発の効果と課題を検証するとともに、市民の人権についての意識を把握し、より適切かつ効果的な啓発活動や施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

(前回は平成30年度に実施)

(2) 調査概要

①調査対象　名古屋市内に居住する満18歳以上の者(外国人を含む)

②標本数　3,000人(うち外国人100人程度)

③抽出方法　住民基本台帳から無作為抽出

④調査方法　配布:郵送　回収:郵送、インターネット

⑤実施時期　令和5年10月(予定)

⑥公表時期　令和6年3月(予定)

4　新たな人権課題への対応

(1) インターネット上の人権問題

インターネット上の安易な書き込みは、人を傷つけるなど取り返しのつかないことにつながります。

画面の向こう側にいる相手の気持ちを考える大切さを伝えるCM映像「インターネット上の人権」（15秒・動画）を昨年度に制作しました。

このCM映像を活用し、検索サイト・SNSへの広告を夏頃に実施予定です。



(2) ウクライナ情勢に関連した人権への配慮について

ウクライナ情勢に関しては、侵攻から1年が経過してもなお、収束の目途がたたず、引き続き多くのウクライナ国民が故郷を離れざるを得ない大変厳しい状況に置かれています。

突然、平和な暮らしが脅かされた避難民の方に対して、地方自治体においても、きめ細かい対応が求められています。

また、本市には、ウクライナにルーツのある方だけでなく、ロシアにルーツのある方など、様々な方が暮らしています。

本市では、国籍や民族などの異なる人々が互いに認め合い、共にしあわせに生きていくことができる「多文化共生都市名古屋」の実現を目指しています。

★ウクライナからの避難民に対する支援例

- 避難の長期化を踏まえた「個別相談体制」や「同行通訳」
- ウクライナ文化紹介や市民との交流
- 母国語で話し合える「つどいの場」
- 避難民の直接雇用

寄附財源

(つどいの場の様子)



(避難民の直接雇用)





(避難民によるロゴ作成)



(市民交流会の様子)

5　なごや人権啓発センター

(1) 企画展示

各局と連携し、人権分野・人権問題に関連するテーマについてパネルや実物などを展示

《令和5年度の主なテーマと時期等(予定)》
- 部落差別(同和問題) <7～8月>
- 多文化共生 <7～8月>
- 犯罪被害者等支援 <11月> など





(2) 各種行事予定

○憲法週間記念行事　(時期：5/27(土)、28(日)　場所：鯱城ホール)

5/27(土)【人権トーク＆ミニコンサート】
「私が『障害について』を語るなら～差別・偏見のない社会に向けて～」
歌唱・講演：佐野有美さん(車いすのアーティスト・四肢欠損ママ)

5/28(日)【人権講演会】「自分らしく生きていく」講演：西原さつきさん(俳優・ボイストレーナー)
【人権啓発映画】「バースデイ」

人権講演会はWEB配信による参加も可能

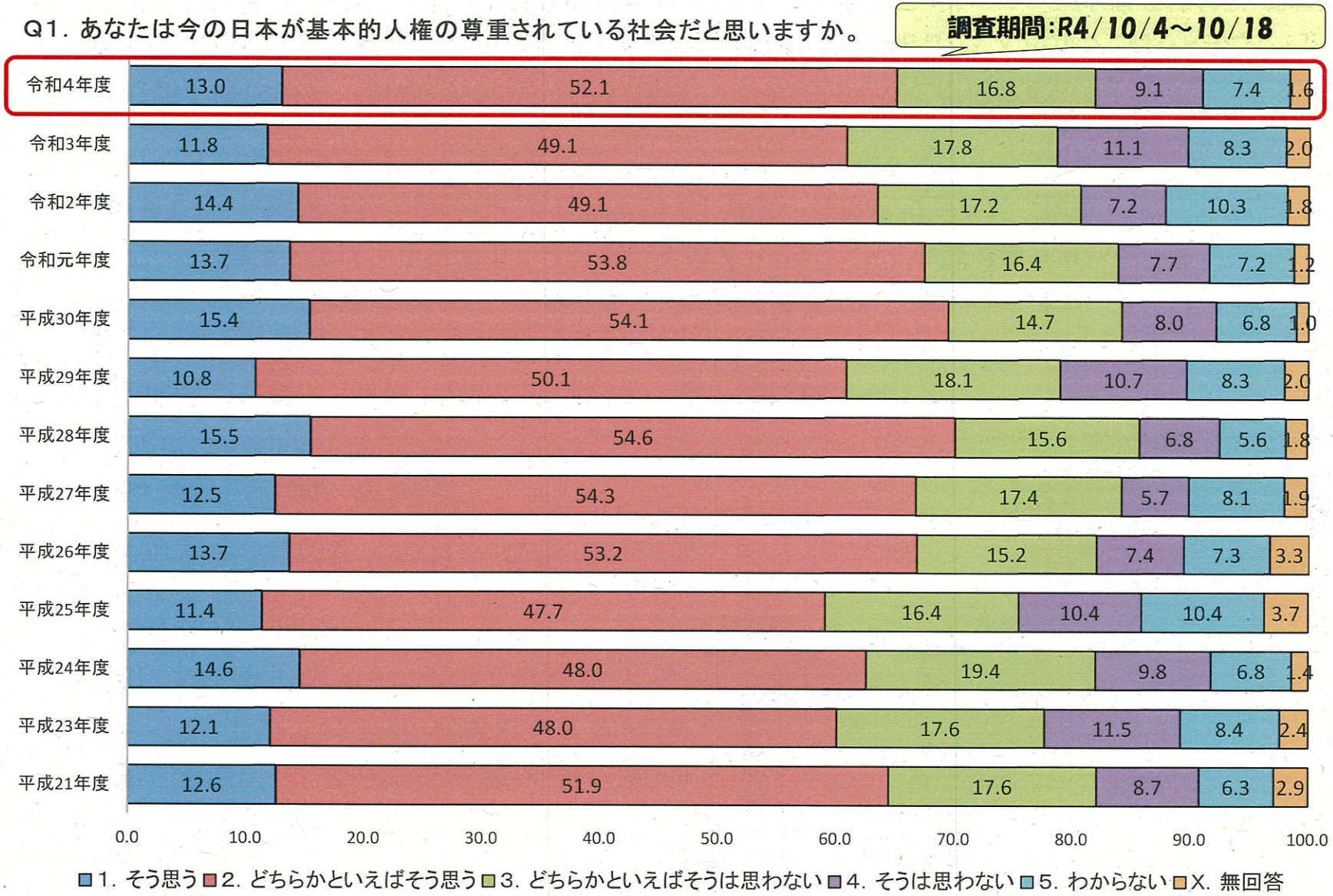
○第1・2回人権セミナー　(時期：7/7(金)、8(土)　場所：ソレイユプラザなごや研修室)

【第1回】講演：「発達障害のある子どもたちに必要なこと～専門医が語る、大人が知っておくべきこと～」
講師：吉川　徹さん(愛知県医療療育総合センター中央病院子どものこころ科(児童精神科)部長)

【第2回】講演：「インターネットと部落差別」
講師：阿久澤　麻理子さん(大阪公立大学　人権問題研究センター　教授)

6【参考】令和4年度市政アンケート結果等について

Q1. あなたは今の日本が基本的人権の尊重されている社会だと思いますか。



資料１－２

なごや人権施策基本方針

令和５年度実施計画

名古屋市

目　　次

頁

1　はじめに …… 1

2　計画の推進（なごや人権施策基本方針の再掲） …… 1

1　基本理念 …… 1

2　基本的な視点 …… 2

(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり

(2) 多様性を尊重し支えあうまちづくり

(3) 市民の参画と協働によるまちづくり

3　市の基本姿勢 …… 2

(1) 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

(2) 市民が主体となる施策の推進

(3) 総合的な施策の推進

3　実施計画

1　共通施策

1－1　人権に関する教育・啓発 …… 4

1－2　人権に関する研修 …… 6

1－3　人権尊重のまちづくり …… 7

1－4　人権に関する相談・支援 …… 10

2　分野別施策

2－1　女　性 …… 15

2－2　子ども …… 17

2－3　高齢者 …… 22

2－4　障害者 …… 24

2－5　同和問題（部落差別） …… 27

2－6　外国人 …… 29

2－7　さまざまな人権分野 …… 32

2－8　人権を取り巻く課題 …… 34

1　はじめに

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

名古屋市では、昭和52年に「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げました。これは、「個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活のいとなめる人間性豊かなまちづくりをめざす」というもので、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしたものです。

「なごや人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、名古屋市基本構想のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針となるものです。

この実施計画は、基本方針に掲げる施策の内容について、定期的に点検し、取り組み状況を把握することによって進行管理を適切に行うため、毎年度策定することとしているものです。

2　計画の推進（なごや人権施策基本方針の再掲）

1　基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

「人間性豊かなまち」とは、個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活の営めるまちです。

この「基本理念」を実現するためのまちづくりの方向性を、3つの「基本的な視点」として掲げます。そしてそれらの「基本的な視点」をふまえ、人権施策を推進するにあたっての3つの「市の基本姿勢」を定め、人権施策を総合的・計画的に推進していきます。

2　基本的な視点

(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり

誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人ひとりが主体的に自らの生き方を選択することができることが重要です。

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

(2) 多様性を尊重し支えあうまちづくり

市民一人ひとりには、国籍、民族、出自、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

(3) 市民の参画と協働によるまちづくり

日常の市民生活の中で人権について主体的に考え、学び、行動していくことが大切です。

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3　市の基本姿勢

(1) 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、多様性を尊重し、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。

職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

(2) 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援していきます。

(3) 総合的な施策の推進

人権に関わる課題は、女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、その他さまざまな分野にわたっています。

それぞれの人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

公　告

『「人間性豊かなまち･名古屋」をめざして』を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち･名古屋」をめざして
～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。

人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

平成8年に、あらゆる差別の撤廃宣言をするとともに、市民への人権教育をさらに充実することを求める請願「あらゆる差別の撤廃に関する件」が名古屋市会において採択されました。この市長宣言『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』は、このような動きをふまえ、世界人権宣言採択50周年となる平成10年に行ったものです。

令和5年度実施計画

1　共通施策

1－1　人権に関する教育・啓発

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	人権教育の推進	幼児教育の推進	直接体験活動を通し、子どもたちの豊かな人間性と人権尊重の精神の芽生えを育むため、市立幼稚園において文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実	教育委員会	2-2再
2	人権教育の推進	人権保育の推進	「名古屋市保育所人権保育指針」、「名古屋市保育所人権保育指針推進編」及び「名古屋市保育所人権保育指針実践集」に基づき、人権保育を推進	子ども青少年局	2-2再
3	人権教育の推進	学校教育における人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権教育の推進、指導資料の作成、人権教育の研究を推進	教育委員会	2-2再 2-5再
4	人権教育の推進	教職員への研修の実施	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取り組みを実施	教育委員会	1-2再 2-5再
5	人権教育の推進	豊かな人間性を育む教育の推進	地域や企業、体験活動の展開を支援するボランティアなどとの連携を充実し、児童生徒の成長にあわせた多様な体験活動を推進	教育委員会	2-2再 2-5再
6	人権教育の推進	社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をめざして、生涯学習センターなどの社会教育施設において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るために、講演会を開催 ・人権問題講座の開催(生涯学習センター16回、女性会館1回) ・人権問題特別講演会の開催(生涯学習センター4回、生涯学習課1回)	教育委員会	2-5再
7	人権教育の推進	市民の学んだ成果を生かした人権教育の推進	市民グループと連携し、人権学習講座にファシリテーターを派遣し、参加体験型学習を推進	教育委員会	2-5再
8	人権教育の推進	家庭における人権教育への支援	家庭における人権教育を支援するため、各種啓発パンフレットの配布及び貸出用視聴覚資料の整備を実施 ・啓発冊子の配布 ・貸出用視聴覚資料(DVD)の整備	教育委員会	
9	人権教育の推進	社会教育施設職員や市民団体指導者に対する研修の実施	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、市民グループの指導者に対する研修機会の提供や市民の学習活動を支援する職員に対する研修を実施 ・グループリーダー人権問題研修会の開催　2回 ・女性学習団体リーダー研修会の開催　2回 ・人権教育新任職員研修の開催　3回	教育委員会	1-2再
10	人権教育の推進	地域における障害者青年学級の指導者などの育成	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、心身に障害のある青年が仲間やボランティアの人たちとともに集団活動を行う障害者青年学級の指導者に対する研修を実施	子ども青少年局	1-2再
11	人権教育の推進	男女平等参画教育資料の作成・配布	男女平等参画教育資料を作成し、市内小学2年生・中学1年生に配布 デートDVリーフレットの配布・活用	スポーツ市民局	
12	人権教育の推進	小中学校への障害者スポーツの体験出前授業	障害者スポーツの振興に向けて、市立小中学校において障害者スポーツ体験出前授業を実施	スポーツ市民局	
13	人権啓発の推進	なごや人権啓発センターの運営	なごや人権啓発センターにおいて、様々な人権分野についてのパネルの展示やタッチパネルPCを使用した人権学習のほか、車いす体験、高齢者や妊婦などの疑似体験による人権学習、小中学校等の校外学習の受入れ、人権に関連する図書・DVDの配架・閲覧・貸出等による啓発を実施	スポーツ市民局	

1－1　人権に関する教育・啓発

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
14	人権啓発の推進	講演会・研修会などによる人権啓発の推進	憲法週間や人権週間をはじめ年間を通じて、様々な人権課題に関する講演会、研修会等の啓発事業を実施 ・講演会、映画会を2日間程度開催する人権フェスタ3回（憲法週間行事、夏の人権フェスタ、人権週間行事） ・モノづくり体験教室、パラスポーツ体験、講演会などを実施する人権セミナー8回 ・プロスポーツ選手と連携した人権スポーツ教室1回、車いすバスケットボール体験教室1回 ・小学校低学年程度の児童を対象としたモノづくりワークショップやパラスポーツ体験会などを実施する子どもじんけん教室月2回程度　など	スポーツ市民局	
15	人権啓発の推進	啓発資料・交通広告・各種メディア等による人権啓発の推進	女性、子どもなどの人権課題をはじめ、性的少数者や犯罪被害者等のさまざまな人権分野を含めた人権課題について広く市民に周知するため、各種啓発資料を作成・提供するとともに、憲法週間、人権週間等の時期にあわせ、地下鉄車内広告の掲出や新聞への広告掲載、広報なごやへの啓発記事掲載など、さまざまな方法による啓発を実施	スポーツ市民局	
16	人権啓発の推進	懸垂幕・立看板・ポスターなどによる人権啓発の推進	人権の大切さを訴えかける懸垂幕・立看板・ポスターなどを、人権週間の時期等に市内の各施設へ掲出	スポーツ市民局	
17	人権啓発の推進	人権コーナーの充実	人権に関する啓発冊子の配布・閲覧などを行う人権コーナーを各区役所・支所などに設置し、人権について充実した情報を提供	スポーツ市民局	
18	人権啓発の推進	人権尊重のまちづくり事業	人権意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを全区で推進 ・各区1回（計16回）	スポーツ市民局	1-3再
19	人権啓発の推進	文化センターにおける人権啓発の推進	地域社会における人権啓発の活動拠点として、講演会や人権啓発パネル展などの啓発を実施	スポーツ市民局	2-5再
20	人権啓発の推進	人権施策推進会議による総合的な推進	人権施策推進会議（スポーツ市民局主管副市長を会長、他の副市長を副会長とする庁内推進組織）により、人権施策を総合的・計画的に推進	スポーツ市民局	
21	人権啓発の推進	人権施策担当課長連絡会議による連絡調整・情報交換	なごや人権施策基本方針に掲げる分野別施策の所管課の担当課長を構成員とする人権施策担当課長連絡会議を開催し、各分野の課題解決や情報交換などを実施	スポーツ市民局	
22	人権啓発の推進	関係団体と連携した啓発活動の実施	国、愛知県、人権擁護委員を中心に、様々な機関と連携・協力しながら、各種人権啓発活動を幅広く実施	スポーツ市民局	
23	人権啓発の推進	第5回世界身体障害者野球大会	4年に1度開催される世界身体障害者野球大会の開催	スポーツ市民局	
24	人権啓発の推進	子どもの権利擁護機関の運営	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する	子ども青少年局	1-3再 1-4再 2-2再
25	人権啓発の推進	戦争に関する資料館の運営	戦争の体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを市民が学ぶことにより、平和を希求する豊かな心を育み、平和な社会の発展に寄与することを目的とした、「愛知・名古屋戦争に関する資料館」を運営	総務局	

１－２　人権に関する研修

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	職員研修等の推進	職員研修の計画的かつ継続的な実施	職員が人権尊重を基本とした職務を遂行するため、新規採用職員をはじめとした各階層別の研修などにおいて、人権に関する職員研修を計画的かつ継続的に実施	総務局	2-5再
2	職員研修等の推進	研修指導者の養成および所属別研修の充実	人権研修の講師等となる職員を養成するための人権指導者養成研修を実施するとともに、各所属で実施する所属別人権研修を充実	総務局	2-5再
3	職員研修等の推進	教職員への研修の実施（再掲）	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校（園）長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校（園）の全職員に広める取り組みを実施	教育委員会	1-1再 2-5再
4	職員研修等の推進	社会教育施設職員や市民団体指導者に対する研修の実施（再掲）	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、市民グループの指導者に対する研修機会の提供や市民の学習活動を支援する職員に対する研修を実施 ・グループリーダー人権問題研修会の開催　2回 ・女性学習団体リーダー研修会の開催　2回 ・人権教育新任職員研修の開催　3回	教育委員会	1-1再
5	職員研修等の推進	地域における障害者青年学級の指導者などの育成（再掲）	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、心身に障害のある青年が仲間やボランティアの人たちとともに集団活動を行う障害者青年学級の指導者に対する研修を実施	子ども青少年局	1-1再
6	職員研修等の推進	ウェブアクセシビリティ研修の実施	ウェブサイトの記事を作成する新任担当職員に対して、障害者のインターネット利用状況やウェブアクセシビリティに関する知識を身につけてもらい、ウェブサイト作成の際にウェブアクセシビリティに配慮したページ作りをしてもらうための研修を実施	市長室	
7	職員研修等の推進	女性に対する暴力防止に関する研修の実施等	女性に対する暴力防止に関する業務を直接担当していない職員であっても、日常業務において被害者である市民の方と接する可能性があるため、女性に対する暴力防止に関する理解をもち、被害者の2次被害を防止するための研修を実施	スポーツ市民局	
8	職員研修等の推進	障害者差別に関する職員向け研修の実施	障害者差別解消の推進に向け、本市課長級職員研修・本市窓口職員等向け研修・指定管理事業者向け研修を実施	健康福祉局	
9	職員研修等の推進	多文化対応力向上研修の実施	・外国人市民にもわかりやすい「やさしい日本語」を使った行政文書の作成方法や窓口での対応方法などの習得を図るための職員研修を実施 ・市民及び職員の多文化共生に対する理解と認知の向上を図るための取組みを実施	観光文化交流局	
10	職員研修等の推進	犯罪被害者等支援研修の実施	犯罪被害者等のおかれた立場や心情等についての理解の促進と、市や関係機関による犯罪被害者等支援施策の周知を図るための職員研修を実施（年1回）	スポーツ市民局	
11	職員研修等の推進	情報公開・個人情報保護に関する研修の実施	情報公開及び個人情報保護に関する制度理解の促進を図るための職員研修を実施	スポーツ市民局	
12	企業研修の支援等	人権研修講師の派遣	人権研修に取り組む企業や団体等を支援するため、要望に応じてなごや人権啓発センターの職員が希望する会場に出向いて、人権啓発に係る講義を実施	スポーツ市民局	
13	企業研修の支援等	人権研修資料の提供等	人権研修に取り組む企業や団体等を支援するため、なごや人権啓発センターにおいて、研修室の利用のほか、啓発資料の提供や関連図書・DVD等の貸出しを実施	スポーツ市民局	
14	企業研修の支援等	人権啓発支援事業	市内中小企業に対して人権尊重の理念を広く普及させるとともに、その理解を深めるために、国の委託事業として人権啓発支援セミナーを実施	経済局	
15	公正な採用選考	採用担当者への研修の実施	採用事務に関わる市職員・外郭団体職員を対象に国や県の啓発冊子等を活用し、公正な採用選考にかかる研修を実施	スポーツ市民局	

１－３　人権尊重のまちづくり

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	福祉都市環境整備の推進	市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、平成29年3月に改定および令和4年3月に一部改定した福祉都市環境整備指針に基づき、ハード・ソフト両面からの福祉的整備を推進	健康福祉局	
2	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	福祉都市環境整備の推進	多くの市民が日常利用する建築物を対象に、整備計画届出書の受付および指導や助言の実施、バリアフリー認定の実施	住宅都市局	
3	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	バリアフリー法に基づく重点整備地区の整備の促進	重点整備地区におけるバリアフリー基本構想に基づき、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を促進	健康福祉局	
4	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	民間鉄道駅舎のバリアフリー化の促進	高齢者や障害者などが利用しやすい移動環境の整備をはかるため、民間鉄道駅舎のバリアフリー化を促進	健康福祉局	
5	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインタクシー導入の促進	障害者、高齢者、妊産婦、子ども連れの人など、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進	健康福祉局	
6	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	既設市営中層住宅へのエレベーターの設置	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営中層住宅にエレベーターを設置	住宅都市局	
7	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	車いす利用者向け住宅の供給	車いす利用者が安全で快適に暮らせるように、市営住宅を建設する際に車いす利用者専用住宅を供給	住宅都市局	
8	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	既設市営住宅の高齢者対応・障害者対応改善等の推進	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の手すり設置、ドアノブのレバーハンドル化等住戸内設備の改善などを実施	住宅都市局	2-5再
9	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	高齢者向け賃貸住宅の供給促進	サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等のバリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービス等が付加された高齢者向け賃貸住宅の供給を促進	住宅都市局	2-3再
10	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	セイフティライブロード事業	高齢者・障害者の利用が多い施設の周辺を、利用しやすい歩行空間として整備	緑政土木局	
11	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	エレベーターの整備 地下鉄駅構内トイレのリニューアル 鶴舞線可動式ホーム柵の製造及び電気設備の改修等 名城線・名港線におけるホームと車両の段差・隙間の解消（2番から17番乗降口）	交通局	
12	情報のバリアフリーの推進	市公式ウェブサイトで提供する情報のアクセシビリティの推進	市公式ウェブサイトで提供する情報のアクセシビリティ（障害者や高齢者も含めたあらゆる人々が利用できるようにすること）を推進するため、コンテンツの新設・更新時にアクセシビリティへの対応を点検・実施	市長室	
13	情報のバリアフリーの推進	点字・音声による広報なごやの製作	視覚障害者が広報なごやの情報を得られるよう、「広報なごや点字版（市版・区版）」と「声の広報なごや（市版・区版）」を製作 点字データのメール提供及び市公式ウェブサイト上へのアップロードを実施	市長室	
14	情報のバリアフリーの推進	市長定例記者会見における手話通訳の導入	聴覚障害者が市長定例記者会見の情報を即時に得られるよう、手話通訳を導入	市長室	
15	情報のバリアフリーの推進	市民情報センターの運営等	誰でも等しく市政に関する情報を受け取ることができるよう市政情報の総合提供窓口として市民情報センターを運営するとともに、請求に応じて本市が保有する行政文書を公開するなど情報公開を推進	スポーツ市民局	
16	情報のバリアフリーの推進	「ウェルネットなごや」による福祉関連情報の提供	市内のバリアフリー情報や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者情報などの福祉関連情報をウェブサイトで提供	健康福祉局	2-4再

１－３　人権尊重のまちづくり

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
17	情報のバリアフリーの推進	区役所における多言語対応に係る環境整備	外国人市民の多い千種区、中村区、中区、港区において、外国人総合案内（人）を設置	観光文化交流局	2-6再
18	情報のバリアフリーの推進	デジタルトランスフォーメーションを活用した多言語環境整備	デジタルトランスフォーメーションの活用により、多言語情報の質・数量・提供速度を向上させ、言語による情報格差を図る ・市公式ウェブサイトへの機械翻訳機能の導入 ・AIを活用した行政文書機械翻訳システムの展開 ・遠隔通訳・音声機械翻訳機能を搭載したタブレット端末を各区・支所に導入	観光文化交流局	2-6再
19	情報のバリアフリーの推進	読書バリアフリー法に基づく読書環境の整備	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、電子書籍及び点字文庫の充実を図る	教育委員会	2-4再
20	意識のバリアフリーの推進	意識のバリアフリーの推進	障害を正しく理解するとともに、偏見や差別のないまちづくりを推進するため、啓発活動などを実施	健康福祉局	
21	意識のバリアフリーの推進	障害者理解に関する講師派遣事業	市民・事業者が、障害および障害のある人への理解を深めるとともに、社会的障壁を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供	健康福祉局	
22	意識のバリアフリーの推進	優先席、車いす使用者用駐車場等の適正利用に関する周知啓発	高齢者や障害のある人がスムーズに外に出られるよう、優先席、車いす使用者用駐車場等の適正利用について啓発を実施	健康福祉局	
23	意識のバリアフリーの推進	子どもの頃からの交流の機会の充実	障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとがふれ合い、共に活動する機会の充実	教育委員会	
24	地域で支えあうパートナーシップの推進	ボランティア研修	名古屋国際センターにおける多文化共生、異文化理解、国際協力などの登録ボランティア制度の管理運営 ・ボランティア研修	観光文化交流局	2-6再
25	地域で支えあうパートナーシップの推進	外国人防災啓発事業	外国人市民に対して、防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を実施 ・外国人防災啓発事業	観光文化交流局	2-6再 2-8再
26	地域で支えあうパートナーシップの推進	NIC日本語教室	名古屋国際センターにおいて、外国人市民と市民ボランティアの日本語でのコミュニケーションの場を提供し、相互交流を通して異文化理解を図るNIC日本語教室の実施 ・全10回程度の講座を年3回実施	観光文化交流局	2-6再
27	地域で支えあうパートナーシップの推進	やさしい日本語普及啓発事業	外国人市民と日本人市民との円滑な情報伝達、コミュニケーションと多文化共生への理解促進を目的に、「やさしい日本語」の普及啓発を行う ・「やさしい日本語」研修の実施 ・市民レベルでの普及啓発活動の実施	観光文化交流局	2-6再
28	地域で支えあうパートナーシップの推進	NIC子ども日本語教室、NIC高校生日本語教室	名古屋国際センターにおいて、外国人児童・生徒を支援するための各種研修や教室を実施 ・NIC子ども日本語教室 全10回程度の講座を年4回実施 ・外国人児童・生徒サポーター研修 ・NIC高校生日本語教室 全10回程度の講座を年4回（うち、夏休みは全5回程度）実施	観光文化交流局	2-6再
29	地域で支えあうパートナーシップの推進	NIC外国人防災サポーター制度の運営・養成	多様な国籍の外国人住民を「NIC外国人防災サポーター」として登録・養成し、NIC外国人防災啓発事業や地域の防災イベント等へ派遣	観光文化交流局	2-6再 2-8再
30	地域で支えあうパートナーシップの推進	多文化共生まちづくり事業	国籍問わず多様な住民の主体的な地域社会への参画や「顔の見える」関係づくりを促すため、要請に応じて地域の実情に合わせた支援を実施	観光文化交流局	2-6再

１－３　人権尊重のまちづくり

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
31	地域で支えあうパートナーシップの推進	ＮＰＯ活動に関する情報提供等の実施	市民活動推進センターにおいて、NPOの活動を支援・促進するため、情報収集・提供、相談、講座などを実施	スポーツ市民局	
32	地域で支えあうパートナーシップの推進	人権尊重のまちづくり事業（再掲）	人権意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを全区で推進 ・各区1回（計16回）	スポーツ市民局	1-1再
33	地域で支えあうパートナーシップの推進	地域福祉の推進	地域における福祉の課題やニーズを明らかにするとともに、その解決に向け市民と行政の協働により多様な支援を提供する体制を整備するための地域福祉計画を策定し、市民一人ひとりが安心して生活することができるよう地域で支えあう仕組みづくりを推進	健康福祉局	
34	地域で支えあうパートナーシップの推進	子どもの権利擁護機関の運営（再掲）	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する	子ども青少年局	1-1再 1-4再 2-2再
35	地域で支えあうパートナーシップの推進	子どもの社会参画の推進	子どもの意見表明・社会参画の取り組みをすすめる観点から、市の施策等について子どもの意見を聞く機会として、子どもワークショップを開催する	子ども青少年局	2-2再
36	地域で支えあうパートナーシップの推進	学校内サロン推進事業	子どもの意見表明を支援する観点から、高校内に生徒が気軽に立寄ることができる居場所（サロン）を設置し、生徒同士や地域の大人との交流を通じて、自分の思いや意見を表現し、自立意欲やコミュニケーション力の向上を図る	子ども青少年局	2-2再
37	地域で支えあうパートナーシップの推進	高校生社会参画アクションモデル事業	子どもの社会参画を促進する観点から、高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じ、地域や社会に関心を持ち、主体的に参画できる大人への育成を図る	子ども青少年局	2-2再

１－４　人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	相談・支援	人権課題に対応した相談窓口の案内	人権にかかる相談先を判りやすく案内するため、人権課題ごとの相談窓口を市公式ウェブサイトに掲載	スポーツ市民局	
2	相談・支援	国、愛知県など関係機関との連携・協力	人権問題の早期解決を図るため、国、愛知県など関係機関と連携・協力を図りながら適切な相談窓口を案内するとともに、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するための実効性のある人権救済制度の確立に向け、国に対する働きかけを実施	スポーツ市民局	
3	相談・支援	なごや人権啓発センターにおける人権相談	人権問題に関する一般的な相談について、相談内容に応じた専門相談機関等の案内や必要な情報の提供を行うとともに、毎月第1日曜日（原則）に人権擁護委員による人権相談を実施	スポーツ市民局	
4	相談・支援	女性のための総合相談「イーブルなごや相談室」	・男女平等参画推進センターにおいて、女性の自立を支援するための相談を実施するとともに、相談関係諸機関との連携を強化 ・相談で把握したニーズを反映したセミナーなどを開催 ・暴力などによる被害を受けた女性に対する精神的自立支援のためのサポートグループ事業等を実施 ・これまでの電話相談・面接相談に加えSNSでの相談を試行的に実施	スポーツ市民局	2-1再
5	相談・支援	不育・不妊専門相談センター事業	不育症や不妊症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図るため、流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不育症）や不妊症に関する専門相談窓口を設置	子ども青少年局	
6	相談・支援	なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施	子ども青少年局	2-1再
7	相談・支援	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力被害者等を支援するため、配偶者暴力相談支援センター業務を実施	子ども青少年局	2-1再
8	相談・支援	なごや子ども応援委員会	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤のスクールカウンセラーをはじめとする専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進	教育委員会	2-2再
9	相談・支援	教育相談総合窓口、子ども教育相談「ハートフレンドなごや」	・子どもの教育・養育上のあらゆる問題に適切に対応するため、臨床心理士などによる専門的な相談を実施 ・複雑化、深刻化する相談内容に対し、きめ細かな相談が継続的に行えるよう、児童相談所をはじめ他の関係機関との連携を強化	教育委員会	2-2再
10	相談・支援	子ども適応相談センター「なごやフレンドリーナウ」	心理的な理由で登校できない児童・生徒を支援するため、通所による教育相談や適応指導を実施	教育委員会	2-2再
11	相談・支援	SNS相談等の実施	いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応のため、全市立学校を対象として、24時間365日対応のSNS相談とネットパトロールを実施	教育委員会	2-2再
12	相談・支援	子どもあんしん電話相談事業	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師が電話でアドバイスを実施	子ども青少年局	2-2再
13	相談・支援	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）	育児不安の軽減および孤立感の軽減をはかるため、各保健センター内の相談窓口において、子育てに関する総合的な相談を実施	子ども青少年局	2-2再

１－４　人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
14	相談・支援	児童相談の実施	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校、しつけ等）などの児童相談を実施	子ども青少年局	2-2再
15	相談・支援	児童虐待防止事業	児童相談所の委託により継続的に保護を必要とする子どもや家庭を援助したり、子どもの虐待などについての相談に応じる「地域子ども相談室」を運営	子ども青少年局	2-2再
16	相談・支援	児童虐待防止SNS相談事業	児童虐待通告等に迅速かつ確実に対応するため、児童相談所において24時間・365日の体制でSNSを活用した相談支援事業を実施	子ども青少年局	2-2再
17	相談・支援	なごやっ子SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	子ども青少年局	2-2再
18	相談・支援	母子・父子自立支援員等の相談	区役所民生子ども課・支所区民福祉課に母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員を配置し、ひとり親家庭等に対する相談・支援などを実施 母子・父子自立支援員：22人 ひとり親家庭応援専門員：22人	子ども青少年局	2-2再
19	相談・支援	子ども・若者の自立支援	ニート、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、子ども・若者支援地域協議会において、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども青少年局	2-2再
20	相談・支援	多胎児家庭支援モデル事業	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ、多胎児家庭を対象とした、乳幼児健診を受診する際の同行サポートや電話相談、訪問支援をモデル実施	子ども青少年局	2-2再
21	相談・支援	子どもの権利擁護機関の運営（再掲）	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する	子ども青少年局	1-1再 1-3再 2-2再
22	相談・支援	子ども食堂等の運営支援	子ども食堂等は食事提供等による交流にとどまらず居場所として機能することで、ゆるやかな繋がりのなかで子どもを見守ると同時に、必要な行政の支援に繋げることが期待されている。このような取り組みを実施する子ども食堂等を支援していくため、運営費の補助を行う。 また、子ども食堂等を総合的に支援するコーディネート事業を行う。	子ども青少年局	2-2再
23	相談・支援	高齢者福祉相談の実施	ひとり暮らし高齢者などの福祉の増進をはかるため、各区・支所に高齢者福祉相談員を配置し、各種相談に応じるとともに適切な指導を実施（相談員数54人）	健康福祉局	2-3再
24	相談・支援	介護・保健・福祉相談窓口	区役所福祉課の介護・保健・福祉に関する相談窓口において、さまざまな相談を実施	健康福祉局	2-3再
25	相談・支援	いきいき支援センター（地域包括支援センター）における援助・支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、いきいき支援センターにおいて高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助・支援、並びに高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、専任の見守り支援員を各1人配置し、個別ケースへの対応や電話による見守り活動を実施	健康福祉局	2-3再
26	相談・支援	認知症相談支援センター運営事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症相談支援センターにおいて、地域におけるネットワーク体制の構築や認知症コールセンターの運営、若年性認知症者とその家族に対する支援等を実施	健康福祉局	2-3再

１－４　人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
27	相談・支援	高齢者虐待防止事業の推進	高齢者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、高齢者虐待相談センターおよびいきいき支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	2-3再
28	相談・支援	障害者・認知症高齢者権利擁護事業	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理の相談を実施するとともに金銭管理・財産保全など必要な援助を実施	健康福祉局	2-3再 2-4再
29	相談・支援	成年後見あんしんセンターにおける支援	成年後見あんしんセンターにおいて、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用支援と、市民後見人の養成と支援を実施	健康福祉局	2-3再 2-4再
30	相談・支援	重層的支援体制整備事業	包括的相談支援チームにより、属性や世代を問わない相談の受け止め、アウトリーチによる課題の早期発見、継続的な伴走支援、地域住民や相談支援機関との協働のコーディネートなどを実施	健康福祉局	
31	相談・支援	公立大学法人名古屋市立大学と連携した発達障害児(者)への支援	名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施 ・調査研究の実施 ・連携事業の実施	子ども青少年局 健康福祉局 教育委員会	2-2再 2-4再
32	相談・支援	障害者基幹相談支援センター等における総合相談	障害者(児)が地域で自立した生活ができるよう、障害者基幹相談支援センター等において、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	健康福祉局	2-4再
33	相談・支援	障害者虐待防止事業の推進	障害者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、障害者虐待相談センターおよび障害者基幹相談支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	2-4再
34	相談・支援	障害者差別解消の推進	障害者差別に関する相談に応じ、紛争の防止・解決をはかる障害者差別相談センターの運営や啓発活動を実施	健康福祉局	2-4再
35	相談・支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請等にかかる障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの利用計画の作成・見直し等を行う	子ども青少年局	2-4再
36	相談・支援	保健センターにおけるこころの健康相談事業	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化をはかるとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	2-4再 2-7再
37	相談・支援	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心的な施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ギャンブル等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施	健康福祉局	2-4再 2-7再
38	相談・支援	部落差別(同和問題)の相談・対応	部落差別(同和問題)に対する市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供を実施	スポーツ市民局	

１－４　人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
39	相談・支援	文化センターなどの各種相談事業	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、部落差別(同和問題)をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を実施	スポーツ市民局	2-5再
40	相談・支援	海外児童生徒教育相談	名古屋国際センターにおいて、出国・入国に際しての子どもの編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育に係る相談に専門の相談員が応じる「海外児童生徒教育相談」を実施 実施日：水・金・日曜	観光文化交流局	2-6再
41	相談・支援	外国人行政相談	名古屋国際センターにおいて、相談員による市政、行政に関する「外国人行政相談」を実施。また、区役所や保健センター等において言葉の通じない外国人に対して、トリオホン(3者通話システム)により相談、通訳サービスを実施 実施日：火曜～日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語	観光文化交流局	2-6再
42	相談・支援	外国人無料法律相談	名古屋国際センターにおいて、弁護士による法律相談「外国人無料法律相談」を実施 実施日：毎週土曜日 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	2-6再
43	相談・支援	外国人のための税理士による無料税務相談	名古屋国際センターにおいて、多言語による「外国人のための税理士による無料税務相談」を名古屋税理士会との共催で確定申告時期(2月)に実施	観光文化交流局	2-6再
44	相談・支援	外国人こころの相談	名古屋国際センターにおいて、日本の生活の中で起こるさまざまな不安や悩みを抱えている外国人市民を対象に、カウンセラーに通訳を介さずに相談できる「外国人こころの相談」を実施 実施日：随時(予約制) 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	2-6再
45	相談・支援	ピアサポートサロン	名古屋国際センターにおいて、外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としての「ピアサポートサロン」を多言語で、年3回程度開催	観光文化交流局	2-6再
46	相談・支援	難民相談	名古屋国際センターにおいて、(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部との共催で難民申請手続き等に係る「難民相談」を多言語で実施 実施日：木曜日	観光文化交流局	2-6再
47	相談・支援	外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス	名古屋国際センターにおいて、中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応する「外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス」を多言語で年1回実施	観光文化交流局	2-6再

１－４　人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
48	相談・支援	外国人生活相談出張サービス	地域で行われる保健、福祉、教育などの相談活動等に名古屋国際センターの職員、通訳ボランティアや相談員を派遣する「外国人生活相談出張サービス」を多言語で実施	観光文化交流局	2-6再
49	相談・支援	外国人のための行政書士による相談	名古屋国際センターにおいて、在留資格、国籍、起業など各種手続き等について、行政書士が無料で相談に応じる「外国人のための行政書士による相談」を多言語で実施 実施日：水・日曜	観光文化交流局	2-6再
50	相談・支援	ウクライナ避難民の支援	ウクライナ避難民が名古屋市内において安心して生活することができるよう、国際協力及び多文化共生の観点から、地域として継続的に支援する	観光文化交流局	2-6再
51	相談・支援	生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を3か所（名駅・金山・大曽根）に設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施 また、地域で孤立して自ら支援を求めることができない生活困窮者を早期に発見して支援するため、地域連携の推進や訪問型相談を行う専任職員を配置	健康福祉局	
52	相談・支援	犯罪被害者等総合支援窓口	犯罪被害者等からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関の案内を実施	スポーツ市民局	
53	相談・支援	名古屋市男性のための相談事業	男性が抱える夫婦関係や子育て、仕事や人間関係など様々な悩みや気持ちを受けとめるための相談を実施するとともに、相談で把握したニーズを反映したセミナーを開催	スポーツ市民局	
54	相談・支援	セクシュアル・マイノリティ相談	セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の当事者や周りの方々が相談できる窓口を設置し、当事者の生きづらさの解消や、セクシュアル・マイノリティへの正しい理解の促進を図る これまでの電話相談に加えSNSでの相談も実施	スポーツ市民局	2-7再
55	相談・支援	民間事業者の個人情報保護相談	個人情報の保護に関する法律に基づき、市民の権利利益を保護することを目的とし、民間事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者と市民に対する情報提供などの支援、事業者と市民との間の苦情についての相談などを実施	スポーツ市民局	2-8再

2　分野別施策

2－1　女性

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	男女平等参画の総合的な推進	男女平等参画基本計画の策定・進行管理	本市の男女平等参画の推進の基本計画である「名古屋市男女平等参画基本計画2025」（令和3～7年度）の推進。基本計画における施策・事業を、副市長を会長とする「男女平等参画推進協議会」により進行管理	スポーツ市民局	
2	男女平等参画の総合的な推進	男女平等参画苦情処理制度の運営	平等参画の推進に関する本市の施策や、平等参画に関する人権侵害についての苦情を受け付け、必要な調査および処理を実施	スポーツ市民局	
3	男女平等参画の総合的な推進	男女平等参画啓発に関する意識啓発	区政協力委員・保健環境委員に対して、男女平等参画啓発チラシの配布等による意識啓発を実施	スポーツ市民局 健康福祉局	
4	男女平等参画の総合的な推進	学校トイレにおける生理用品の配置	生理用品を必要とする児童生徒がいつでも学校トイレで入手ができる環境を整備	教育委員会	
5	性別にかかわる人権侵害の解消	男女平等参画や女性の人権尊重に関する学習機会・学習情報の提供	男女平等参画や女性の人権尊重に関する学習機会を充実するため、女性会館、生涯学習センターにおいて各種の講座・講演会などを開催するとともに、情報提供を実施 ・女性会館16講座、講演会等12回 ・生涯学習センター　16講座	教育委員会	
6	性別にかかわる人権侵害の解消	メディアにおける人権尊重の取り組み促進	庁内外へ性・暴力表現根絶などの働きかけ、取り組みを実施	スポーツ市民局	
7	性別にかかわる人権侵害の解消	DV、セクシュアル・ハラスメント防止に係る意識啓発	女性に対する暴力防止や予防に関する社会的意識の醸成を目的に、情報提供や研修を行うとともに、若年層を対象とした啓発事業などを実施 女性に対する暴力をなくす運動期間（パープルリボンキャンペーン 11/12～25）に広報・啓発活動を実施	スポーツ市民局	
8	性別にかかわる人権侵害の解消	関係機関の連携強化	国・県・市・民間団体等関係機関で構成する名古屋市「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」の運営	子ども青少年局	
9	性別にかかわる人権侵害の解消	女性のための総合相談「イーブルなごや相談室」（再掲）	・男女平等参画推進センターにおいて、女性の自立を支援するための相談を実施するとともに、相談関係諸機関との連携を強化 ・相談で把握したニーズを反映したセミナーなどを開催 ・暴力などによる被害を受けた女性に対する精神的自立支援のためのサポートグループ事業等を実施 ・これまでの電話相談・面接相談に加えSNSでの相談を試行的に実施	スポーツ市民局	1-4再
10	性別にかかわる人権侵害の解消	女性のつながりサポート事業	イーブルなごやにおいて、女性が安心して過ごせる居場所及び参加を通じて女性が社会とのつながりを回復できるイベントを提供	スポーツ市民局	
11	性別にかかわる人権侵害の解消	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進等	「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」（令和3～7年度）の進行管理を行い、計画における施策・事業の着実な推進を図る	スポーツ市民局 子ども青少年局	
12	性別にかかわる人権侵害の解消	なごや妊娠SOS（再掲）	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施	子ども青少年局	1-4再
13	性別にかかわる人権侵害の解消	配偶者暴力相談支援センターの運営（再掲）	配偶者からの暴力被害者等を支援するため、配偶者暴力相談支援センター業務を実施	子ども青少年局	1-4再
14	性別にかかわる人権侵害の解消	社会福祉事務所における女性福祉相談員の配置	社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、配偶者からの暴力被害者等への福祉的支援を実施	子ども青少年局	

２－１　女性

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
15	性別にかかわる人権侵害の解消	民間団体との連携	配偶者からの暴力被害者等の支援のための民間団体と連携するとともに、配偶者からの暴力被害者等の支援にかかる民間一時保護施設の家賃及び利用者受け入れ等にかかる経費を補助	子ども青少年局	
16	性別にかかわる人権侵害の解消	母子等緊急一時保護事業	夫の暴力などにより、緊急に保護が必要となる母子等を一時的に保護	子ども青少年局	
17	性別にかかわる人権侵害の解消	情報提供と学習機会の充実	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識浸透を図るため、情報を提供するとともに、学習の機会を充実	スポーツ市民局	
18	性別にかかわる人権侵害の解消	生理に関する女性の抱える困難についての理解促進	生理に関する悩みについて理解促進を図るため、市民利用施設のトイレに生理用品を配置するよう各部署に働きかける	スポーツ市民局	
19	男女平等参画推進のための意識変革	名古屋市女性会館の図書資料室における学習機会・学習情報の提供	女性の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、学習課題解決に向けて、女性会館において学習相談を開設し、男女平等参画、女性のエンパワーメント、社会的性別（ジェンダー）の視点で、図書・資料などを収集・提供	教育委員会	
20	男女平等参画推進のための意識変革	男女平等参画推進センターにおける学習機会・学習情報の提供	男女平等参画や女性の人権尊重に関する学習機会を充実するため、男女平等参画推進センターにおいて各種の講座・講演会などを開催するとともに、情報提供を実施	スポーツ市民局	
21	男女平等参画推進のための意識変革	男女平等参画推進会議の運営	「男女平等参画推進会議」を通じた、各企業・団体などの自発的な取り組みを促進	スポーツ市民局	
22	男女平等参画推進のための意識変革	男性への働きかけ	男性の固定的役割分担意識の解消を図るため、男性のための相談事業や意識啓発を実施 男性の視点から考える男女が共に生きやすい社会を考えるオンラインセミナーを実施	スポーツ市民局	
23	方針決定過程への女性の参画	審議会などへの女性委員登用の促進	本市の意思決定・政策立案過程への女性の参画を促進するため、審議会などへの女性委員の登用を促進	スポーツ市民局	
24	方針決定過程への女性の参画	重要ポストへの女性の積極的登用の働きかけ	企業・団体の役員、管理職や地域活動のリーダーなど、重要ポストへの女性の積極的登用の働きかけを実施	スポーツ市民局	
25	雇用等における男女平等	女性の活躍推進企業認定・表彰制度	「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」の実施により、事業者における取り組みを促進 女性の活躍推進企業と女子大学生の交流会を開催するほか、女性活躍推進企業の好事例をまとめた見える化サイトや就職展への出展による情報発信	スポーツ市民局	
26	雇用等における男女平等	労働における性差別解消および就業環境の整備に向けた啓発	労働における性差別解消および就業環境の整備に向けて、市民や事業者などへの啓発や情報提供、講座の実施	スポーツ市民局	
27	雇用等における男女平等	雇用等における性差別解消に向けた啓発	労働における性差別解消および就業環境の整備に向けて、市民や事業者などへの啓発や情報提供を実施	経済局	
28	雇用等における男女平等	雇用等における性差別解消に向けた啓発	男女雇用機会均等月間の周知を図るため、市公式ウェブサイトに掲載	経済局	
29	家庭・地域における男女の自立と平等参画	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性の家事・育児・介護への参画を支援する講座等の実施	スポーツ市民局	

２－２　子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子育ての支援・相談の充実	市立幼稚園において、未就園児の親子登園や子育て相談、園舎・園庭の開放などを実施	教育委員会	
2	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子育て支援事業の充実	子育て支援の一環として在園児に対して預かり保育を実施	教育委員会	
3	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	私立幼稚園親と子の育ちの場支援	私立幼稚園が実施する遊び場や交流の場の提供、子育て相談などの子育て支援事業に対する補助を、希望する全園に実施	教育委員会	
4	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	私立幼稚園預かり保育支援	私立幼稚園が実施する預かり保育を受ける園児の保護者負担の軽減をはかるための補助を、希望する全園に実施	教育委員会	
5	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	地域子育て支援ネットワークの推進	地域における子育て支援のネットワーク体制の強化や、活動・事業の活性化を図るとともに、子ども・子育て支援センターにおいて、地域のネットワークづくり、企業との連携、子育て情報の発信を行う事業を実施	子ども青少年局	
6	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子どもあんしん電話相談事業（再掲）	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師が電話でアドバイスを実施	子ども青少年局	1-4再
7	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	両親学級（パパママ教室）	妊婦やその家族を対象に子育て家庭に必要な知識の普及や出産・育児の不安軽減のため、妊娠・出産・育児に関する健康教育、相談等を実施	子ども青少年局	
8	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子ども医療費助成	18歳まで（18歳に達する日以降の最初の年度末まで）の子どもを対象に、医療費の保険診療における自己負担分を助成	子ども青少年局	
9	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）（再掲）	育児不安の軽減および孤立感の軽減をはかるため、各保健センターの相談窓口において、子育てに関する相談を実施	子ども青少年局	1-4再
10	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	地域における子育て支援事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行なう地域子育て支援拠点等を整備	子ども青少年局	
11	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	名古屋のびのび子育てサポート事業	地域での子育てを支援するため、会員組織をつくり、子育てを支援してほしい人と手助けしたい人の登録・仲介などを行う「名古屋のびのび子育てサポート事業」を実施	子ども青少年局	
12	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	新生児・乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問）	育児不安の軽減と子育て支援の推進をはかるため、新生児および乳児がいる子育て家庭を対象に、保健師等による「新生児・乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問）」を実施	子ども青少年局	
13	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	赤ちゃん訪問事業	地域と子育て家庭をつなぐため、地域の主任児童委員や区域担当児童委員が子育て家庭を訪問する「赤ちゃん訪問事業」を実施	子ども青少年局	
14	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	多胎児家庭支援モデル事業（再掲）	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ、多胎児家庭を対象とした、乳幼児健診を受診する際の同行サポートや電話相談、訪問支援をモデル実施	子ども青少年局	1-4再
15	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子育て支援企業認定・表彰制度	子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、特にすぐれた企業を表彰	子ども青少年局	
16	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	待機児童対策	保育所や認定こども園、小規模保育事業等により、3歳未満児の保育サービス提供量の増をはかるなど、保育所等待機児童対策の取組みを推進	子ども青少年局	
17	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	休日保育事業	日曜、祝日の保護者の就労等により、保育を必要とする保育所等利用子どもの保育を行う事業を実施	子ども青少年局	

２－２　子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
18	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て応援拠点で実施している「一時預かり」及び保育所等の一時保育事業や名古屋のびのび子育てサポート事業において、一時的に預かり、必要な保護を実施	子ども青少年局	
19	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長して保育を行う事業を実施	子ども青少年局	
20	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、保育所等の利用を円滑にする事業を実施	子ども青少年局	
21	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児が安心して保育所等を利用するにあたって必要な体制等を整備し、医療的ケア児の受け入れ支援・促進を実施	子ども青少年局	
22	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	病児・病後児デイケア事業	小学生までの病気または病気回復期にある子どもについて、勤務などにより家庭で育児を行うことが困難な場合に、医療機関などにおいて一時的に預かる事業を実施	子ども青少年局	
23	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	エリア支援保育所	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高め合うと共に、関係機関と連携しながら、地域のすべての子どもや子育て家庭を支援	子ども青少年局	
24	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るための総合的な支援を実施	子ども青少年局	
25	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	母子・父子自立支援員等の相談（再掲）	区役所民生子ども課・支所区民福祉課に母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員を配置し、ひとり親家庭等に対する相談・支援などを実施 母子・父子自立支援員：22人 ひとり親家庭応援専門員：22人	子ども青少年局	1-4再
26	子どもが健やかに育つ環境づくり	PTA全市一斉パトロール	学区内の危険箇所などの点検	教育委員会	
27	子どもが健やかに育つ環境づくり	なごや子ども応援委員会（再掲）	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤のスクールカウンセラーをはじめとする専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進	教育委員会	1-4再
28	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども適応相談センター「なごやフレンドリーナウ」（再掲）	心理的な理由で登校できない児童・生徒を支援するため、通所による教育相談や適応指導を実施	教育委員会	1-4再
29	子どもが健やかに育つ環境づくり	教育相談総合窓口、子ども教育相談「ハートフレンドなごや」（再掲）	・子どもの教育・養育上のあらゆる問題に適切に対応するため、臨床心理士などによる専門的な相談を実施 ・複雑化、深刻化する相談内容に対し、きめ細かな相談が継続的に行えるよう、児童相談所をはじめ他の関係機関との連携を強化	教育委員会	1-4再
30	子どもが健やかに育つ環境づくり	トワイライトスクール	放課後などに小学校施設を活用し、遊び、学び、体験、交流を通じて、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育む教育事業を実施	子ども青少年局	
31	子どもが健やかに育つ環境づくり	トワイライトルーム	全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施	子ども青少年局	
32	子どもが健やかに育つ環境づくり	留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費などを助成	子ども青少年局	
33	子どもが健やかに育つ環境づくり	児童相談の実施（再掲）	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校、しつけ等）などの児童相談を実施	子ども青少年局	1-4再

２－２　子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
34	子どもが健やかに育つ環境づくり	ヤングケアラー支援モデル事業	ヤングケアラーに関する啓発に加えて、ヤングケアラー自身が悩みを気軽に相談できる場を提供することにより、ヤングケアラーへの支援の充実を図る ・関係機関向け職員研修 ・子ども向けと大人向けに、ヤングケアラーに関する動画を作成し、ホームページ等で配信 ・家族の世話や介護、家事等をしている市内に在住・在学する、主に中学生・高校生相当年齢の子どもを対象としたオンラインサロン等のモデル実施	子ども青少年局	
35	子どもが健やかに育つ環境づくり	公立大学法人名古屋市立大学と連携した発達障害児（者）への支援（再掲）	名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施 ・調査研究の実施 ・連携事業の実施	子ども青少年局 健康福祉局 教育委員会	1-4再 2-4再
36	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども食堂等の運営支援（再掲）	子ども食堂等は食事提供等による交流にとどまらず居場所として機能することで、ゆるやかな繋がりのなかで子どもを見守ると同時に、必要な行政の支援に繋げることが期待されている。このような取り組みを実施する子ども食堂等を支援していくため、運営費の補助を行う。 また、子ども食堂等を総合的に支援するコーディネート事業を行う。	子ども青少年局	1-4再
37	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども・若者の居場所づくりモデル事業	子ども・若者が気軽に立ち寄ることができる居場所をつくる事業をモデル実施する ・繁華街における新たな居場所づくりモデル事業 ・児童館における中高生の居場所づくりモデル事業	子ども青少年局	
38	子どもが健やかに育つ環境づくり	若者自立支援ステップアップ事業	社会的自立が困難な若者に対し、生活リズムを整えるなど自立に向けた準備を支援している若者自立支援ステップアップルームにおいて、居場所の提供や自立に向けた各種支援、親支援サービス等を実施	子ども青少年局	
39	子どもが健やかに育つ環境づくり	若者自立支援ジャンプアップ事業	厚生労働省事業であるなごや地域若者サポートステーションの受託事業者に市が別途委託し、企業における社会体験の機会の提供など、就労困難な若者の就職準備に向けた支援を実施	子ども青少年局	
40	子どもが健やかに育つ環境づくり	青少年交流プラザにおける事業推進	青少年交流プラザにおいて、社会参加活動の促進などの青少年の自立支援事業を行い、社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成をはかるとともに、青少年育成サポーター養成事業を実施	子ども青少年局	
41	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども・若者の自立支援（再掲）	ニート、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、子ども・若者支援地域協議会において、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども青少年局	1-4再
42	子どもが健やかに育つ環境づくり	キャリアサポート事業	子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身に付けることができるよう、キャリアナビゲーターを学校に配置し、キャリア教育の幅広い推進とキャリアプランニングの応援を実施	教育委員会	
43	子どもが健やかに育つ環境づくり	家庭訪問型相談支援事業	さまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談支援や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	子ども青少年局	
44	子どもが健やかに育つ環境づくり	子どもの社会参画の推進（再掲）	子どもの意見表明・社会参画の取り組みをすすめる観点から、市の施策等について子どもの意見を聞く機会として、子どもワークショップを開催する	子ども青少年局	1-3再
45	子どもが健やかに育つ環境づくり	学校内サロン推進事業（再掲）	子どもの意見表明を支援する観点から、高校内に生徒が気軽に立寄ることができる居場所（サロン）を設置し、生徒同士や地域の大人との交流を通じて、自分の思いや意見を表現し、自立意欲やコミュニケーション力の向上を図る	子ども青少年局	1-3再
46	子どもが健やかに育つ環境づくり	高校生社会参画アクションモデル事業（再掲）	子どもの社会参画を促進する観点から、高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じ、地域や社会に関心を持ち、主体的に参画できる大人への育成を図る	子ども青少年局	1-3再

２－２　子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
47	子どもが健やかに育つ環境づくり	名古屋市児童福祉週間記念表彰式	児童福祉週間を記念し、児童福祉理念の一層の周知と児童問題の社会的関心を高める	子ども青少年局	
48	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	里親等委託の推進・里親等への支援の充実	里親登録者及びファミリーホームの増加をはかり里親等委託を推進するとともに、里親経験者等の援助や児童相談所等の支援、研修などにより里親等への支援を実施	子ども青少年局	
49	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	児童養護施設及び乳児院において、より家庭的な環境での養育を推進するため、施設の改築・改修を行い小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加により施設機能の地域分散化を推進	子ども青少年局	
50	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童養護施設など入所児童のケアの充実	被虐待や障害等の多様な困難を抱える子どもを支援するための施設の養育力の向上をはかる	子ども青少年局	
51	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	いじめ・児童虐待等一時保護施設（シェルター）の運営	いじめや虐待などにより、家庭や集団生活になじめない子どもを、家庭的な環境のもとで一時的に保護するシェルターを運営	子ども青少年局	
52	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	相談機関紹介カード「あったかハート」の配布	名古屋市立学校（園）の園児・児童・生徒に対して、「ハートフレンドなごや」「子どもの権利相談室」をはじめとするさまざまな相談機関を紹介するための紹介カードを配布	教育委員会	
53	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	なごや子どもの権利条例の広報啓発	なごや子どもの権利条例の主旨や内容をわかりやすく説明したパンフレットなどによる啓発活動を実施	子ども青少年局	
54	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	子どもの相談機関の連携強化	児童相談所等で虐待、不登校、ひきこもりなど子どもの相談に応ずるとともに、相談機関との連携を強化	子ども青少年局	
55	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童虐待防止事業（再掲）	児童相談所の委託により継続的に保護を必要とする子どもや家庭を援助したり、子どもの虐待などについての相談に応じる「地域子ども相談室」を運営	子ども青少年局	1-4再
56	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	児童を虐待から守るため、児童虐待防止推進月間を中心に講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止の啓発事業などを実施	子ども青少年局	
57	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童相談所の体制強化	児童虐待などの児童相談に対し、より迅速・的確に対応するため、児童福祉司の増員や児童相談所の専門性の向上などをはかるほか、本市に必要な児童相談所の体制を検討・整備	子ども青少年局	
58	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	なごやっ子SOS（再掲）	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	子ども青少年局	1-4再
59	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待の予防・早期発見・早期対応のため、なごやこどもサポート連絡協議会やなごやこどもサポート区連絡会議を開催し、児童相談所、社会福祉事務所、保健センターなどの関係機関の連携を強化	子ども青少年局	
60	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	家庭復帰支援事業	児童虐待等により、長期間にわたり施設入所している児童とその保護者に対し、各種家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を援助	子ども青少年局	
61	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充	子ども青少年局	
62	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	特定妊婦訪問支援事業	虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施	子ども青少年局	
63	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童虐待対応のための電算システムの整備	児童虐待に対し迅速かつ的確な初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所、保健センターにおいて対象ケースの情報を共有するシステムを整備	子ども青少年局	

２－２　子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
64	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域の子育て支援活動への協力を促進し、地域全体で子育て家庭を支援するため、日常的に親や子どもの立場に立って親子を温かく見守る「なごやすくすくボランティア」の養成、「なごやすくすくサポーター」への登録を促進	子ども青少年局	
65	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	虐待発生予防等のための保護者支援事業	児童虐待の発生予防等のため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを提供	子ども青少年局	
66	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童虐待防止SNS相談事業（再掲）	児童虐待通告等に迅速かつ確実に対応するため、児童相談所において24時間・365日の体制でSNSを活用した相談支援事業を実施	子ども青少年局	1-4再
67	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	SNS相談等の実施（再掲）	いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応のため、全市立学校を対象として、24時間365日対応のSNS相談とネットパトロールを実施	教育委員会	1-4再
68	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	子どもの権利擁護機関の運営（再掲）	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する	子ども青少年局	1-1再 1-3再 1-4再
69	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	人権保育の推進（再掲）	「名古屋市保育所人権保育指針」、「名古屋市保育所人権保育指針推進編」及び「名古屋市保育所人権保育指針実践集」に基づき、人権保育を推進	子ども青少年局	1-1再
70	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	幼児教育の推進（再掲）	直接体験活動を通し、子どもたちの豊かな人間性と人権尊重の精神の芽生えを育むため、市立幼稚園において文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実	教育委員会	1-1再
71	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	学校教育における人権教育の推進（再掲）	あらゆる差別や偏見をなくし、互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権教育の推進、指導資料の作成、人権教育の研究を推進	教育委員会	1-1再 2-5再
72	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	豊かな人間性を育む教育の推進（再掲）	地域や企業、体験活動の展開を支援するボランティアなどとの連携を充実し、児童生徒の成長にあわせた多様な体験活動を推進	教育委員会	1-1再 2-5再
73	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	心の教育の充実	・感動体験を通して、児童生徒の豊かな心を育むため、優れた芸術鑑賞事業を推進 ・豊かな心を育むため、道徳教育を推進	教育委員会	

２－３　高齢者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	健やかでいきいきとした生活の実現	敬老パスの交付	高齢者の社会参加を支援するため、65歳以上の高齢者に市営交通機関等に乗車できる敬老パスを交付 ※令和4年2月より、名鉄、近鉄およびJR東海の鉄道の市内運行区間並びに名鉄バスおよび三重交通の路線バスの原則市内運行区間への対象交通の拡大と有効期間内の利用回数の上限を730回とする利用上限設定を実施 ※令和6年2月より、地下鉄・市バス乗継に係る新たな利用回数計算の導入を予定	健康福祉局	
2	健やかでいきいきとした生活の実現	高齢者就業支援センター事業	就業を通じた高齢者の社会参加を支援するため、就業に関する相談や情報提供、技能講習を実施 また、ハローワークの職員が常駐し、職業紹介、求人情報の提供などを行うシニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）を設置	健康福祉局	
3	健やかでいきいきとした生活の実現	シルバー人材センター事業	高齢者が豊かな知識や経験を生かして生きがいを高め、社会活動を行うことができるよう、臨時的・短期的な就業の場を提供	健康福祉局	
4	健やかでいきいきとした生活の実現	鯱城学園	高齢者の生きがいを高め、地域活動の推進的役割を果たすことのできる人材を養成するため、学習の場を提供（入学定員568人）	健康福祉局	
5	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	なごやか収集	家庭から排出されるごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、ごみや資源の排出の支援を図るため、玄関先で収集する事業を実施	環境局	2-4再
6	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	高齢者福祉相談の実施（再掲）	ひとり暮らし高齢者などの福祉の増進をはかるため、各区・支所に高齢者福祉相談員を配置し、各種相談に応じるとともに適切な指導を実施（相談員数54人）	健康福祉局	1-4再
7	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	緊急通報装置(あんしん電話)の貸与	在宅生活において、体調急変時にボタンを押すと登録された緊急通報先へ通報され、必要に応じて救急車等が自宅へ駆けつける、あんしん電話機やペンダントを貸与 令和5年度より、固定電話回線が不要で自宅のどこからでも緊急通報先と会話できる携帯型端末を導入 また、看護師等が常駐するコールセンターへ24時間相談可	健康福祉局	
8	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	排せつケア相談支援事業	【排せつケアコールセンター、対面相談】 排せつでお困りの高齢者やそのご家族等のために電話相談を実施（高齢者排せつケアコールセンター） 併せて、対面での相談や必要に応じて自宅にも訪問し、具体的なアドバイスを行う 【大人用おむつ選びの専門家】 大人用おむつを販売する店舗に勤務する方などで市の養成研修を修了した方を「おむつ選びの専門家」として認定 店舗などで適切なおむつの選び方や使い方の相談に応じる	健康福祉局	
9	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	介護・保健・福祉相談窓口（再掲）	区役所福祉課の介護・保健・福祉に関する相談窓口において、さまざまな相談を実施	健康福祉局	1-4再
10	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	いきいき支援センター（地域包括支援センター）における援助・支援（再掲）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、いきいき支援センターにおいて高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助・支援、並びに高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、専任の見守り支援員を各1人配置し、個別ケースへの対応や電話による見守り活動を実施	健康福祉局	1-4再
11	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	認知症の方やその家族への支援	認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう必要な支援体制を確立	健康福祉局	
12	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	認知症地域支援体制づくり推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに医療と介護の連携強化を推進	健康福祉局	

２－３　高齢者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
13	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	認知症相談支援センター運営事業（再掲）	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症相談支援センターにおいて、地域におけるネットワーク体制の構築や認知症コールセンターの運営、若年性認知症者とその家族に対する支援等を実施	健康福祉局	1-4再
14	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	障害者・認知症高齢者権利擁護事業（再掲）	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理の相談を実施するとともに金銭管理・財産保全など必要な援助を実施	健康福祉局	1-4再 2-4再
15	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	成年後見あんしんセンターにおける支援（再掲）	成年後見あんしんセンターにおいて、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用支援と、市民後見人の養成と支援を実施	健康福祉局	1-4再 2-4再
16	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	高齢者虐待防止事業の推進（再掲）	高齢者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、高齢者虐待相談センターおよびいきいき支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	1-4再
17	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	ICTを活用したフレイル予防・見守り事業	ICTを活用し、フレイル予防及び地域における見守り活動を推進	健康福祉局	
18	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	福祉給付金の支給	高齢者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害のある高齢者やねたきり・認知症等の高齢者に対して医療費自己負担分を助成	健康福祉局	
19	自立して生活するには不安がある方への支援	介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業	介護サービスの問題点を把握し、運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を事業者団体と共催で実施	健康福祉局	
20	自立して生活するには不安がある方への支援	介護サービス事業所等に対する指導	介護サービスの質の確保をはかるため、介護サービス事業所等に対する指導を実施	健康福祉局	
21	自立して生活するには不安がある方への支援	介護サービス情報の公表	利用者や家族が適切に介護サービス事業所を選択できるよう、介護サービス事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表するとともに、公表内容を確認するための調査を実施	健康福祉局	
22	自立して生活するには不安がある方への支援	在宅介護基盤の充実	できる限り住み慣れた地域や家庭で生活ができるよう、在宅介護基盤の充実をはかるため、介護サービス事業者の指定や事業者に対する情報提供を推進	健康福祉局	
23	自立して生活するには不安がある方への支援	特別養護老人ホームの整備	常時の介護を必要とし、在宅での生活が難しい高齢者の日常生活を支援するため、入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練などを行う入所施設を整備	健康福祉局	
24	自立して生活するには不安がある方への支援	介護人材の確保・育成等の推進	介護人材の確保・育成および定着をはかるため、研修事業を実施するとともに、外国人介護人材の育成支援など介護事業者が行う人材確保・育成に向けた取り組みに対し経費の一部助成を実施するほか、介護ロボットの活用を促進	健康福祉局	
25	安心して暮らすことができる生活の場の確保	高齢者向け賃貸住宅の供給促進（再掲）	サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等のバリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービス等が付加された高齢者向け賃貸住宅の供給を促進	住宅都市局	1-3再
26	安心して暮らすことができる生活の場の確保	住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間住宅の情報提供、入居円滑化などを実施	住宅都市局	2-4再

２－４　障害者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	地域における自立した生活の支援	なごやか収集（再掲）	家庭から排出されるごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、ごみや資源の排出の支援を図るため、玄関先で収集する事業を実施	環境局	2-3再
2	地域における自立した生活の支援	障害者基幹相談支援センター等における総合相談（再掲）	障害者（児）が地域で自立した生活ができるよう、障害者基幹相談支援センター等において、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	健康福祉局	1-4再
3	地域における自立した生活の支援	障害者・認知症高齢者権利擁護事業（再掲）	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理の相談を実施するとともに金銭管理・財産保全など必要な援助を実施	健康福祉局	1-4再 2-3再
4	地域における自立した生活の支援	成年後見あんしんセンターにおける支援（再掲）	成年後見あんしんセンターにおいて、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用支援と、市民後見人の養成と支援を実施	健康福祉局	1-4再 2-3再
5	地域における自立した生活の支援	障害者差別解消の推進（再掲）	障害者差別に関する相談に応じ、紛争の防止・解決をはかる障害者差別相談センターの運営や啓発活動を実施	健康福祉局	1-4再
6	地域における自立した生活の支援	障害者虐待防止事業の推進（再掲）	障害者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、障害者虐待相談センターおよび障害者基幹相談支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	1-4再
7	地域における自立した生活の支援	「ウェルネットなごや」による福祉関連情報の提供（再掲）	市内のバリアフリー情報や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者情報などの福祉関連情報をウェブサイトで提供	健康福祉局	1-3再
8	地域における自立した生活の支援	事業者に対する調査・指導	施設および事業所に対して、その適正な運営を確保するため、実地の指導監査等を実施	健康福祉局	
9	地域における自立した生活の支援	障害者の居住の場の確保	障害者が地域での自立生活を営むことができるよう、居住の場を提供 地域で生活する障害者が、地域で引き続き生活するため、また施設入所者が地域生活へ円滑に移行するための地域生活体験事業を実施 一般賃貸住宅への入居に際して支援が必要な障害者に対し、入居に必要な調整・支援を行うとともに、家主などへの相談助言を通じて支援を行う賃貸住宅入居サポート事業を実施	健康福祉局	
10	地域における自立した生活の支援	日中活動の場の確保	地域での自立生活や、社会参加・活動を実現していくため、日常生活上の支援を受けたり、身体機能・生活能力の維持向上のための訓練などを受ける多機能な活動の場を整備 創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、障害者と社会との交流の促進などをはかる地域活動支援事業の実施	健康福祉局	
11	地域における自立した生活の支援	福祉施設入所者の地域生活への移行	入所施設における集団的な生活から、障害者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望にもとづき、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進 施設入所者や共同生活援助等から一人暮らし移行した人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助事業を実施	健康福祉局	
12	地域における自立した生活の支援	障害者住宅環境の改善	玄関等の段差解消や浴室・トイレの改造など障害者の住宅環境を改善するため、理学療法士などが障害者の居宅を訪問して相談に応じるとともに、改造工事費を助成	健康福祉局	
13	地域における自立した生活の支援	重度障害者移動入浴事業	家庭で入浴することが難しい重度障害者宅に移動入浴車を派遣して、入浴サービスを実施	健康福祉局	
14	地域における自立した生活の支援	市営交通料金等の軽減	障害者が社会参加するための交通手段の確保を目的として、市営交通機関などを無料で乗車できる福祉特別乗車券を交付	健康福祉局	
15	地域における自立した生活の支援	タクシー料金の助成および重度身体障害者リフトカーの運行	重度障害者の社会参加を支援するため、市バス・地下鉄などの利用が困難な重度障害者に対してタクシーの利用料金を助成 電動車いす利用者を中心とした重度身体障害者の移動手段の確保をはかるため、リフトカーを運行	健康福祉局	
16	地域における自立した生活の支援	手話通訳者等の派遣	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者および代筆・代読支援員派遣事業の実施	健康福祉局	

２－４　障害者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
17	地域における自立した生活の支援	身体障害者補助犬の育成	盲導犬、介助犬および聴導犬の飼育費用を助成 総合リハビリテーションセンターにおいて補助犬の認定や相談などを実施	健康福祉局	
18	地域における自立した生活の支援	障害者医療費助成	障害者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害のある方へ、医療費自己負担分を助成	健康福祉局	
19	地域における自立した生活の支援	名古屋歯科保健医療センターの運営助成	地域で診療が困難な障害児・者を対象とする障害者歯科診療を行う名古屋歯科保健医療センター（名古屋市歯科医師会が市内2か所で開設）へ、運営助成を実施	健康福祉局	
20	地域における自立した生活の支援	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域住民の協力を得ながら、地域保健医療福祉の一体的な取組みを推進	健康福祉局	
21	地域における自立した生活の支援	精神障害者に対する適正な医療の確保	精神障害者の人権に配慮した適正な医療と保護をはかるため、精神科病院に対して実地指導、実地審査を行うとともに、精神医療審査会において入院の要否および入院患者の処遇の適否の審査を実施 ・精神科病院の指導監督　各病院1回 ・精神医療審査会の開催　合議体32回、全体会議1回	健康福祉局	
22	地域における自立した生活の支援	保健センターにおけるこころの健康相談事業（再掲）	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化をはかるとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	1-4再 2-7再
23	地域における自立した生活の支援	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導（再掲）	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心的な施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ギャンブル等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施	健康福祉局	1-4再 2-7再
24	地域における自立した生活の支援	障害児相談支援（再掲）	障害児通所支援の申請等にかかる障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの利用計画の作成・見直し等を行う	子ども青少年局	1-4再
25	地域における自立した生活の支援	発達障害児者支援体制の整備	発達障害者支援センターを核とした発達障害児者への支援 発達障害についての啓発事業を自閉症啓発デー及び発達障害者啓発週間に合わせて実施	子ども青少年局	
26	地域における自立した生活の支援	公立大学法人名古屋市立大学と連携した発達障害児（者）への支援（再掲）	名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施 ・調査研究の実施 ・連携事業の実施	子ども青少年局 健康福祉局 教育委員会	1-4再 2-2再
27	地域における自立した生活の支援	障害児の放課後支援	障害児を対象とした放課後等の支援を実施	子ども青少年局	
28	地域における自立した生活の支援	障害児通所支援事業所に対する実地指導、現況調査	障害児通所支援事業所に対して、その適正な運営を確保するため、実地指導や現況調査を実施	子ども青少年局	
29	地域における自立した生活の支援	住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進（再掲）	高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間住宅の情報提供、入居円滑化などを実施	住宅都市局	2-3再
30	地域における自立した生活の支援	水道ご使用量のお知らせ（検針票）への音声コードの掲載	「水道ご使用量のお知らせ」に音声コードを印字し、モバイル端末等を利用して音声でも水道使用量等の情報を提供できるサービスを実施 対応言語：日本語、英語	上下水道局	
31	地域における自立した生活の支援	障害者スポーツセンターの運営	スポーツやレクリエーションを通じて障害者の健康の増進を図り、障害者の日常生活を支えるとともに社会参加の促進を図るため、障害者スポーツの指導や相談事業を実施	スポーツ市民局	
32	地域における自立した生活の支援	障害者向けスポーツ教室の実施	障害者が地域で安心して暮らすため、身近な地域でスポーツやレクリエーションを実施できるよう、各スポーツセンター等において障害者向けスポーツ教室を実施	スポーツ市民局	

２－４　障害者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
33	地域における自立した生活の支援	障害者スポーツ競技用補装具等購入費助成事業	身体障害者及び身体障害児がスポーツに取り組む際、主な障壁となっている経済的な負担を軽減することで、スポーツに取り組む市民の拡大を図るために、補装具費支給制度の支給対象外となっている競技用補装具等に対し、購入費の一部を補助	スポーツ市民局	
34	重度障害児者への支援	重症心身障害児者の援護	重症心身障害児者の地域生活を支援するため、通所施設などにおける重症心身障害児者の受け入れを促進 在宅の重症心身障害児者が、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行う通所援護事業を実施	健康福祉局	
35	重度障害児者への支援	重症心身障害児者の援護	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、施設での医療的ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点となる施設を運営	健康福祉局	
36	障害者の就労の促進	重度障害者等就労支援事業	重度障害者等が働く場合の身体介護、見守り、通勤介助等、就労中に必要な支援を、地域生活支援事業として実施（これまで対象としてきた自営業者等に加え、令和5年度から被雇用者へ対象を拡大）	健康福祉局	
37	障害者の就労の促進	各分野の連携による就労支援ネットワークの充実	障害者就労等の相談支援機関を中心に、福祉施設、特別支援学校、ハローワーク、事業主など関係機関と就労支援ネットワークを構築して、福祉・教育・労働施策との連携を強化	健康福祉局	
38	障害者の就労の促進	就労移行支援事業の充実	一般企業などへの就労に向けて、訓練や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着を支援する就労移行支援事業を実施	健康福祉局	
39	障害者の就労の促進	就労継続支援事業の充実	一般企業などで就労が困難な障害者に働く場を提供する就労継続支援事業を実施	健康福祉局	
40	障害者の就労の促進	障害者雇用促進企業認定等制度	法定雇用率以上の障害者を雇用している企業を「障害者雇用促進企業」等として認定するとともに障害者就労施設等を登録し、優遇措置を設けるなど製品等の販売促進をはかる事業を実施	健康福祉局	
41	障害者の就労の促進	就労定着支援事業の推進	一般企業等に就職している障害者を対象に、就職後半年までの間に就労定着のための支援を行った事業者に対し補助金を交付することにより、障害者の一般就労の定着および促進をはかる事業を実施 就労移行支援等から一般企業等へ就労した障害者を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う就労定着支援事業を実施	健康福祉局	
42	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	特別支援学級の設置	知的障害、自閉症・情緒障害等の障害種に応じた特別支援学級の設置	教育委員会	
43	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	インクルーシブ教育システムの構築の推進	障害のない子どもと障害のある子どもと交流及び共同学習の促進	教育委員会	
44	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	職業自立に向けた就労支援の充実	特別支援学校高等部における職業教育の推進	教育委員会	
45	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	障害者を対象とした講座・事業の開設	ボランティアによる支援を得ながら学習したり、障害のない方とも交流したりできる、障害者を対象とした講座・事業の開設 ・障害者を対象とした講座・事業（生涯学習センター及び女性会館で17講座・事業） ・障害者学習支援のためのボランティア養成講座（生涯学習センター及び女性会館で5講座・事業）	教育委員会	
46	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	読書バリアフリー法に基づく読書環境の整備（再掲）	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、電子書籍及び点字文庫の充実を図る	教育委員会	1-3再
47	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	障害児保育	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を実施	子ども青少年局	
48	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	障害児保育巡回指導の実施	医師、心理判定員、セラピストなどの資格および経験を有する者を巡回指導員として委嘱し、障害児が入所する保育所等を訪問して個々の障害児の状況に応じた保育者・保護者への相談指導を実施	子ども青少年局	

２－５　同和問題（部落差別）

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	啓発の推進	職員研修の計画的かつ継続的な実施（再掲）	職員が人権尊重を基本とした職務を遂行するため、新規採用職員をはじめとした各階層別の研修などにおいて、人権に関する職員研修を計画的かつ継続的に実施	総務局	1-2再
2	啓発の推進	研修指導者の養成および所属別研修の充実（再掲）	人権研修の講師等となる職員を養成するための人権指導者養成研修を実施するとともに、各所属で実施する所属別人権研修を充実	総務局	1-2再
3	啓発の推進	部落差別（同和問題）の理解促進のための市民啓発の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚を図るため、「憲法週間」、「人権週間」を中心に、講演会、啓発資料の作成・配布など市民啓発事業を実施するほか、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、同法の周知等を実施	スポーツ市民局	
4	啓発の推進	部落差別（同和問題）の解決に向けた市民・企業の自主的啓発活動や取り組みへの支援	部落差別（同和問題）に関する啓発事業を推進し、市民・企業のこの問題への正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりをすすめるため、研修資料等を提供・貸与するなど、人権問題の重要な課題としての部落差別（同和問題）の解決に向けた市民の自主的活動や取り組みを支援	スポーツ市民局	
5	啓発の推進	関係機関との連携・情報共有	人権・同和関係行政機関連絡会や全国人権同和行政促進協議会などを通じて、関係機関と情報共有するなど連携を促進	スポーツ市民局	
6	教育の充実	学校教育における人権教育の推進（再掲）	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権教育の推進、指導資料の作成、人権教育の研究を推進	教育委員会	1-1再 2-2再
7	教育の充実	豊かな人間性を育む教育の推進（再掲）	地域や企業、体験活動の展開を支援するボランティアなどとの連携を充実し、児童生徒の成長にあわせた多様な体験活動を推進	教育委員会	1-1再 2-2再
8	教育の充実	教職員への研修の実施（再掲）	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校（園）長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校（園）の全職員に広める取り組みを実施	教育委員会	1-1再 1-2再
9	教育の充実	社会教育における人権教育の推進（再掲）	差別意識の解消と人権意識の高揚をめざして、生涯学習センターなどの社会教育施設において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るために、講演会を開催 ・人権問題講座の開催（生涯学習センター16回、女性会館1回） ・人権問題特別講演会の開催（生涯学習センター4回、生涯学習課1回）	教育委員会	1-1再
10	教育の充実	市民の学んだ成果を生かした人権教育の推進（再掲）	市民グループと連携し、人権学習講座にファシリテーターを派遣し、参加体験型学習を推進	教育委員会	1-1再
11	教育の充実	文化センターおよび教育集会所での社会教育の充実	西文化センター、中文化センター及び上汐田教育集会所に再任用短時間勤務職員を配置し、教養・文化、スポーツ講座などを開催 ・再任用短時間勤務職員4名配置 ・各種講座4年度（西文13講座、中文13講座、上汐田13講座）と同程度開催予定	教育委員会	
12	教育の充実	修学の支援	経済的理由で高等学校等への修学が困難な方を支援するため、名古屋市入学準備金の貸与や名古屋市奨学金の給付を行うほか、愛知県高等学校奨学金制度、日本学生支援機構の奨学金制度などに関する情報提供を実施	教育委員会	
13	文化センターの運営	生活の支援	修学のための奨学金制度や生活福祉資金制度などの生活や福祉に関わる情報の提供や関係機関との連携を推進	スポーツ市民局	
14	文化センターの運営	子育ての支援および児童福祉の増進	地域の子育て世帯の交流をすすめるとともに、児童の福祉増進をはかるため、文化センターにおいて各種児童・親子向け事業を実施するとともに、関係機関などとの連携を推進	スポーツ市民局	

２－５　同和問題（部落差別）

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
15	文化センターの運営	高齢者福祉の増進	地域の高齢者の福祉の増進や交流をはかるため、文化センターにおいて求人情報の提供や各種高齢者向け事業を実施するとともに、関係機関などとの連携を推進	スポーツ市民局	
16	文化センターの運営	文化センターにおける人権啓発の推進（再掲）	地域社会における人権啓発の活動拠点として、講演会や人権啓発パネル展などの啓発を実施	スポーツ市民局	1-1再
17	文化センターの運営	文化センターなどの各種相談事業（再掲）	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を実施	スポーツ市民局	1-4再
18	部落差別のない地域づくり	地域交流促進事業	文化センターにおいて、地域住民の交流を促進するための講座や行事等を実施	スポーツ市民局	
19	部落差別のない地域づくり	住宅地区改良事業残存事業	生活環境の改善のために住宅地区改良事業残存事業を実施	住宅都市局	
20	部落差別のない地域づくり	既設市営住宅の高齢者対応・障害者対応改善等の推進（再掲）	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の手すり設置、ドアノブのレバーハンドル化等住戸内設備の改善などを実施	住宅都市局	1-3再
21	えせ同和行為の排除	えせ同和行為に対する相談・対応	法務局、愛知県警察本部、愛知県、愛知県弁護士会と連携して、えせ同和行為対策連絡会を開催するとともに、市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供、えせ同和行為への厳正な対応をはかるための研修、および啓発冊子の作成・提供を実施	スポーツ市民局	

２－６　外国人

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	生活基盤づくり	学校教育における国際感覚を身につける教育の推進	コミュニケーションを図る資質・能力の基礎を育成するため、中学校・高等学校で外国人英語指導助手による指導を推進 小学校において外国語指導アシスタントによる活動を実施	教育委員会	
2	生活基盤づくり	「名古屋生活ガイド」の発行	生活の基本情報や各種手続きの窓口・相談先等を掲載した「名古屋生活ガイド（デジタル版）」を作成し、その案内等を「外国人転入者向けウェルカムキット」に同封・配布するとともに、名古屋国際センターホームページに掲載 対応言語：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	
3	生活基盤づくり	情報収集提供事業	名古屋国際センターの情報カウンターやウェブサイトにおいて各種生活情報を多言語で提供 実施日：火曜～日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語	観光文化交流局	
4	生活基盤づくり	海外児童生徒教育相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、出国・入国に際しての子どもの編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育に係る相談に専門の相談員が応じる「海外児童生徒教育相談」を実施 実施日：水・金・日曜	観光文化交流局	1-4再
5	生活基盤づくり	外国人行政相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、相談員による市政、行政に関する「外国人行政相談」を実施。また、区役所や保健センター等において言葉の通じない外国人に対して、トリオホン（3者通話システム）により相談、通訳サービスを実施 実施日：火曜～日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語	観光文化交流局	1-4再
6	生活基盤づくり	外国人無料法律相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、弁護士による法律相談「外国人無料法律相談」を実施 実施日：毎週土曜日 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	1-4再
7	生活基盤づくり	外国人のための税理士による無料税務相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、多言語による「外国人のための税理士による無料税務相談」を名古屋税理士会との共催で確定申告時期（2月）に実施	観光文化交流局	1-4再
8	生活基盤づくり	外国人こころの相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、日本の生活の中で起こるさまざまな不安や悩みを抱えている外国人市民を対象に、カウンセラーに通訳を介さずに相談できる「外国人こころの相談」を実施 実施日：随時（予約制） 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	1-4再
9	生活基盤づくり	ピアサポートサロン（再掲）	名古屋国際センターにおいて、外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としての「ピアサポートサロン」を多言語で、年3回程度開催	観光文化交流局	1-4再
10	生活基盤づくり	難民相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部との共催で難民申請手続き等に係る「難民相談」を多言語で実施 実施日：木曜日	観光文化交流局	1-4再
11	生活基盤づくり	外国人生活相談出張サービス（再掲）	地域で行われる保健、福祉、教育などの相談活動等に名古屋国際センターの職員、通訳ボランティアや相談員を派遣する「外国人生活相談出張サービス」を多言語で実施	観光文化交流局	1-4再
12	生活基盤づくり	外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス（再掲）	名古屋国際センターにおいて、中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応する「外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス」を多言語で年1回実施	観光文化交流局	1-4再

２－６　外国人

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
13	生活基盤づくり	外国人のための行政書士による相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、在留資格、国籍、起業など各種手続き等について、行政書士が無料で相談に応じる「外国人のための行政書士による相談」を多言語で実施 実施日：水・日曜	観光文化交流局	1-4再
14	生活基盤づくり	NIC日本語教室（再掲）	名古屋国際センターにおいて、外国人市民と市民ボランティアの日本語でのコミュニケーションの場を提供し、相互交流を通して異文化理解を図る NIC日本語教室の実施 ・全10回程度の講座を年3回実施	観光文化交流局	1-3再
15	生活基盤づくり	やさしい日本語普及啓発事業（再掲）	外国人市民と日本人市民との円滑な情報伝達・コミュニケーションと多文化共生への理解促進を目的に、「やさしい日本語」の普及啓発を行う ・「やさしい日本語」研修の実施 ・市民レベルでの普及啓発活動の実施	観光文化交流局	1-3再
16	生活基盤づくり	NIC子ども日本語教室、NIC高校生日本語教室（再掲）	名古屋国際センターにおいて、外国人児童・生徒を支援するための各種研修や教室を実施 ・NIC子ども日本語教室 全10回程度の講座を年4回実施 ・外国人児童・生徒サポーター研修 ・NIC高校生日本語教室 全10回程度の講座を年4回（うち、夏休みは全5回程度）実施	観光文化交流局	1-3再
17	生活基盤づくり	外国人防災啓発事業（再掲）	外国人市民に対して、防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を実施 ・外国人防災啓発事業	観光文化交流局	1-3再 2-8再
18	生活基盤づくり	災害時外国人支援に備えた地域・広域における連携	災害発生時に備えて、外国人被災者に対する情報提供などの体制づくりを実施	観光文化交流局	2-8再
19	生活基盤づくり	パンフレット「すいどうのご案内」外国語版の局ウェブサイトへの掲載	新たに水道を使用されるお客さまに配布するパンフレット「すいどうのご案内」について、外国語（英語・中国語）表記した電子版を作成し、令和元年12月より局公式ウェブサイトに掲載	上下水道局	
20	生活基盤づくり	公共交通機関における多言語化の推進	バス車内への液晶式停留所名表示器の設置 多言語による地下鉄運行情報提供大型モニターの導入（主要3駅） 券売機等による多言語対応	交通局	
21	生活基盤づくり	区役所における多言語対応に係る環境整備（再掲）	外国人市民の多い千種区、中村区、中区、港区において、外国人総合案内（人）を設置	観光文化交流局	1-3再
22	生活基盤づくり	デジタルトランスフォーメーションを活用した多言語環境整備（再掲）	デジタルトランスフォーメーションの活用により、多言語情報の質・数量・提供速度を向上させ、言語による情報格差を図る ・市ウェブサイトへの機械翻訳機能の導入 ・AIを活用した行政文書機械翻訳システムの展開 ・遠隔通訳・音声機械翻訳機能を搭載したタブレット端末を各区・支所に導入	観光文化交流局	1-3再
23	生活基盤づくり	ウクライナ避難民の支援（再掲）	ウクライナ避難民が名古屋市内において安心して生活することができるよう、国際協力及び多文化共生の観点から、地域として継続的に支援する	観光文化交流局	1-4再

２－６　外国人

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
24	生活基盤づくり	外国人の子どもの円滑な就学促進	・翌年度小学校に入学する年齢となる外国人の子どもの保護者に対し、8月に市立小学校への入学案内及び就学予定状況調査票を送付 ・入学案内を送付した保護者のうち、市立小学校への入学申請がなく、就学予定状況が把握できない子どもの保護者に対し、2月に再度入学案内及び調査票を送付 ・本市に住民登録がある学齢相当の外国人の子どものうち、就学状況が把握できない子どもの保護者に対し、就学状況に関する調査票を送付 ・名古屋出入国管理局に市立小中学校入学の問い合わせ先案内を配架 ・各種案内及び調査票は外国語版に対応（英語、中国語、フィリピノ（タガログ）語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）	教育委員会	
25	生活基盤づくり	外国人児童・生徒などの日本語教育・相談の充実	外国人児童・生徒が早期に学校生活に適応できるよう、日本語指導講師の学校への派遣や母語学習協力員、母語学習協力員スーパーバイザー、母語指導補助員の配置、教育相談を実施	教育委員会	
26	生活基盤づくり	教員に対する研修の実施	教員に対して日本語指導を必要とする児童生徒の指導に関する研修を実施	教育委員会	
27	誰もが参画する地域づくり	ボランティア研修（再掲）	名古屋国際センターにおける多文化共生、異文化理解、国際協力などの登録ボランティア制度の管理運営 ・ボランティア研修	観光文化交流局	1-3再
28	誰もが参画する地域づくり	災害時外国人支援研修	大規模な災害発生時に外国人被災者を支援するため、災害語学ボランティアを募集・登録し、避難所などに派遣 ・災害時外国人支援ボランティア研修 ・災害語学ボランティア研修	観光文化交流局	2-8再
29	誰もが参画する地域づくり	NIC外国人防災サポーター制度の運営・養成（再掲）	多様な国籍の外国人住民を「NIC外国人防災サポーター」として登録・養成し、NIC外国人防災啓発事業や地域の防災イベント等へ派遣	観光文化交流局	1-3再 2-8再
30	多様性を活かす社会づくり	職員、教員に対する研修等の実施	国際都市名古屋を目指す本市職員として必要な英会話能力向上に対する支援や職場内人権研修を実施することにより、相互理解や多文化共生に向けた意識を醸成	総務局	
31	多様性を活かす社会づくり	NIC地球市民教室の運営	市民の世界への関心を高め、多様性を受け入れ、尊重する力を養うため、NIC地球市民教室の運営をはじめ、研修・講座等を実施	観光文化交流局	
32	多様性を活かす社会づくり	多文化共生まちづくり事業（再掲）	国籍問わず多様な住民の主体的な地域社会への参画や「顔の見える」関係づくりを促すため、要請に応じて地域の実情に合わせた支援を実施	観光文化交流局	1-3再
33	多様性を活かす社会づくり	多文化共生推進月間	市民の多文化共生に対する理解と認識を深めるため、多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行う	観光文化交流局	
34	ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み	ヘイトスピーチ解消に向けた教育・啓発活動	関係機関・部署と連携を図りながら、広報、講座、講演会、映画会など、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な教育・啓発活動を実施	スポーツ市民局 観光文化交流局 緑政土木局 教育委員会	
35	ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み	ヘイトスピーチの抑止に向けた取り組み	市内におけるヘイトスピーチの抑止に向け、関係機関・部署との連携を推進	スポーツ市民局 観光文化交流局 緑政土木局 教育委員会	

２－７　さまざまな人権分野

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	こころの健康づくりと自殺対策の推進	保健センターにおけるこころの健康相談事業（再掲）	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化をはかるとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	1-4再 2-4再
2	こころの健康づくりと自殺対策の推進	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導（再掲）	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心的な施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ギャンブル等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施	健康福祉局	1-4再 2-4再
3	こころの健康づくりと自殺対策の推進	ゲートキーパーの養成	様々な悩みを抱えた人を見守り、専門家へつなぐ「ゲートキーパー」の役割を果たす人材を育成するため、一般市民向けゲートキーパー研修や、専門的な様々な分野の方を対象とした研修会もしくは講演会を開催する「いのちの支援人材育成事業」や「ゲートキーパー研修講師派遣事業」を実施するほか、ゲートキーパー研修動画およびウェブ学習にてゲートキーパーの養成を実施	健康福祉局	
4	こころの健康づくりと自殺対策の推進	こころの絆創膏	自殺の未然防止のため、悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する問答をウェブサイト「こころの絆創膏」に掲載するほか、市内主要駅周辺等において、啓発品（携帯用絆創膏）を配布するキャンペーン、啓発事業として「こころの絆創膏デー」、「こころの健康フェスタ」、「こころの絆創膏アプリ」の運用などを実施	健康福祉局	
5	ホームレスの自立支援	ホームレス援護施策推進本部による推進	ホームレスの方の自立に向けた援護施策を総合的かつ円滑に推進するため、ホームレス援護施策推進本部による全庁的な連携をはかりながら援護を実施	健康福祉局	
6	ホームレスの自立支援	住まいの確保と定着 福祉施設への入所	住宅の確保と施設での福祉的援護をすすめるため、更生施設、宿所提供施設、簡易宿泊所、養護老人ホームなどへの入所を実施 ・更生施設の運営　2か所 ・宿所提供施設の運営　1か所	健康福祉局	
7	ホームレスの自立支援	住まいの確保と定着 公営住宅の活用	安定した居住の場の確保をはかるため、市営住宅の優先入居制度の活用 ・自立支援事業を利用し就労自立した者のうち、市営住宅の入居資格を有する者に対する市営住宅の提供（年間4戸）	健康福祉局	
8	ホームレスの自立支援	住まいの確保と定着 民間住宅の活用	自立支援事業の利用者に対し、低廉な家賃の民間住宅の情報を提供して、入居の適否についての相談・助言を実施	健康福祉局	
9	ホームレスの自立支援	就労機会の確保と 自立支援事業	自立支援事業2か所を運営し、宿泊・食事の提供、生活相談等を実施し、公共職業安定所との連携のもとで職業相談・あっせんを行い、就労による自立を支援 自立支援事業に就労支援を行う職員を配置し、仕事の情報収集・提供等を実施 自立後の生活訓練を行う場として、民間アパートを借り上げて自立支援住宅（5戸）を実施	健康福祉局	
10	ホームレスの自立支援	心身の健康維持・回復 健康相談、健康診断の実施	自立支援事業で健康相談・健康診断を実施 ・入所時および入所中の健康相談・健康診断を実施	健康福祉局	
11	ホームレスの自立支援	心身の健康維持・回復 医療機関の確保、DOTSの実施	ホームレスの方が利用する医療機関を確保するとともに更生施設においてDOTS（直接服薬確認療法）を実施 ・更生施設においてDOTS（直接服薬確認療法）を実施 ・結核服薬支援を実施 ・診療・入院協力料支給事業 ・生活用品支給事業	健康福祉局	
12	ホームレスの自立支援	相談・援護 社会福祉事務所における相談、巡回相談	社会福祉事務所におけるホームレスの方の相談窓口のほか、巡回相談を実施 ・社会福祉事務所での相談 ・保護援護生活相談員が公園等に出向き、生活相談等を実施	健康福祉局	

２－７　さまざまな人権分野

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
13	ホームレスの自立支援	相談・援護 一時保護事業	生活保護適用の要否判定及び居宅生活の可否の判定等を行うため、一定期間入所し、宿泊と食事を提供 再び住居のない状態に戻らないための相談支援を実施 ・一時保護所の運営　1か所 ・一時保護所経由でアパートを確保した者を対象に、民間事業者によるアフターフォローを実施	健康福祉局	
14	ホームレスの自立支援	民間団体等との連携・地域福祉	愛知労働局、愛知県および地元経済団体等との間で「ホームレス就業連絡会議」を設置し、就労支援対策について協議・検討 ・構成員：愛知労働局、愛知県、名古屋市、経済団体	健康福祉局	
15	感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	エイズ、ハンセン病等感染症に関する啓発	エイズに関する啓発として、地域・職域などにおける講習会の実施、パンフレット・リーフレットなどの作成・配布、インターネットバナー広告、地下鉄広告および世界エイズデーに合わせた啓発事業の実施、市公式サブサイト「なごやHIV・性感染症ガイド」においてHIVに関する基礎知識や名古屋市で実施しているHIV検査日程等の周知を実施	健康福祉局	
16	感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	エイズ、ハンセン病等感染症に関する啓発	ハンセン病に関する啓発等として、ウェブサイトなどへの記事掲載、リーフレットなどの配布による啓発、ハンセン病療養所慰問、福祉向市営住宅のあっせんの実施	健康福祉局	
17	感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	新型コロナウイルス感染症にかかる人権啓発	新型コロナウイルス感染症に感染した方や、感染後に地域に戻った方、医療従事者や外国人の方、ワクチンを接種されない方などに対する不当な差別・偏見、いじめ、誹謗中傷などを防ぐため、広報なごやや市公式ウェブサイト等を通じた広報啓発を実施	スポーツ市民局	
18	犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等への支援	「犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置・運営、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした犯罪被害者等に対する支援を行うまた、犯罪被害者週間を中心とする各種啓発のほか、人材育成として市民向け講座（犯罪被害を学ぶ会及び入門・ステップアップ講座）を実施	スポーツ市民局	
19	犯罪被害者等への支援	被害者サポートセンターあいちへの支援	犯罪の被害者およびその家族の精神的被害の回復・軽減のための活動を行う公益社団法人被害者サポートセンターあいちへの助成	スポーツ市民局	
20	性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	性の多様性についての意識啓発	誰もが性別にかかわりなく人権が尊重される社会の実現を目指し、多様な生き方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広めるための意識啓発を実施	スポーツ市民局	
21	性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	セクシュアル・マイノリティ相談（再掲）	セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の当事者や周りの方々が相談できる窓口を設置し、当事者の生きづらさの解消や、セクシュアル・マイノリティへの正しい理解の促進を図る これまでの電話相談に加えSNSでの相談も実施	スポーツ市民局	1-4再
22	性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	性的少数者に係る児童生徒への対応	文部科学省からの通知を参考にして、学校生活での各場面において、悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮及び支援体制などを実施	教育委員会	
23	さまざまな人権課題に対する理解の促進	さまざまな人権課題についての人権啓発	なごや人権啓発センターにおける講演会・映画会等の啓発事業や人権啓発ポスター・啓発冊子等の作成、広報における人権啓発記事の掲載等の機会を通じて、さまざまな人権課題についての啓発を実施	スポーツ市民局	
24	さまざまな人権課題に対する理解の促進	さまざまな人権課題についての人権教育	さまざまな人権課題を取り上げた指導者用資料「人権教育の手引き」などを活用し、学校教育や社会教育の場において、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を実施	教育委員会	
25	さまざまな人権課題に対する理解の促進	再犯防止の推進	「名古屋市再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる地域社会づくりを推進	スポーツ市民局	
26	さまざまな人権課題に対する理解の促進	北朝鮮拉致問題等にかかる人権啓発	北朝鮮による日本人拉致問題に関する理解促進のため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にあわせて、拉致問題や拉致被害者・特定失踪者等にかかる人権啓発を実施	スポーツ市民局	

２－８　人権を取り巻く課題

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	インターネット上の人権侵害の解決に向けての対応	インターネットを利用した差別的情報の流布などによる人権侵害に関して、国や愛知県などの関係機関と情報交換や解決に向けての調整を実施する	スポーツ市民局	
2	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	インターネット上の人権にかかる啓発	市公式ウェブサイトにおける啓発を始め、なごや人権啓発センターにおいて、インターネット上の人権に関連したパネルの展示やタッチパネルPCの人権学習コンテンツによる啓発、啓発冊子の配布、図書・DVDの閲覧・貸出を実施 令和5年度には、市広報テレビCM「インターネット上の人権」を活用し、インターネット広告（検索サイト、SNS）を実施予定	スポーツ市民局	
3	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	名古屋市情報あんしん条例に基づく情報の適正な保護および管理	本市の保有する情報の保護および管理に関する基本的仕組みを定めた名古屋市情報あんしん条例の目的に従い、安全対策を講じて、情報の適正な保護および管理を実施 1　継続的で着実な情報保護対策の実施 2　情報システムの開発等に係る点検の実施 3　情報の保護管理状況の点検・改善の継続実施	総務局	
4	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	個人情報保護制度の運営	市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、本人の求めに応じて個人情報を開示するなど情報の適切な運用を推進 　個人情報保護審議会（12回）および個人情報保護審議会小委員会を開催予定	スポーツ市民局	
5	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	民間事業者の個人情報保護相談（再掲）	個人情報の保護に関する法律に基づき、市民の権利利益を保護することを目的とし、民間事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者と市民に対する情報提供などの支援、事業者と市民との間の苦情についての相談などを実施	スポーツ市民局	1-4再
6	地域防災力の向上	地区防災カルテを活用した防災活動の推進	地域の災害リスクや防災活動の実施状況等を整理した地区防災カルテを活用し、地域住民とともに地域特性を考慮した防災活動に取り組むため、地域との話し合いの上、今後取り組むべき防災活動（地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練等）を検討し、推進	防災危機管理局	
7	避難対策・避難生活支援の推進	災害時の情報収集・伝達手段の充実	災害発生時に迅速に被害状況等の情報を収集するとともに、適切な避難行動等を促進するため、避難指示や大津波警報などの緊急情報を伝達	防災危機管理局	
8	避難対策・避難生活支援の推進	多様な避難者に配慮した避難所運営	市民参加型の訓練等を通じ、要配慮者、性別などに配慮した避難所運営を推進するとともに、多様な避難者に配慮した災害救助物資を備蓄	防災危機管理局	
9	避難対策・避難生活支援の推進	要配慮者の避難場所の充実	小学校などの指定避難所において要配慮者のための空間となる福祉避難スペースの確保を進めるとともに、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所についてか所数の増加をはかるなど、要配慮者の避難場所の充実をはかる	防災危機管理局 健康福祉局	
10	避難対策・避難生活支援の推進	災害時外国人支援研修（再掲）	大規模な災害発生時に外国人被災者を支援するため、災害語学ボランティアを募集・登録し、避難所などに派遣 ・災害時外国人支援ボランティア研修 ・災害語学ボランティア研修	観光文化交流局	2-6再
11	避難対策・避難生活支援の推進	外国人防災啓発事業（再掲）	外国人市民に対して、防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を実施 ・外国人防災啓発事業	観光文化交流局	1-3再 2-6再
12	避難対策・避難生活支援の推進	災害時外国人支援に備えた地域・広域における連携（再掲）	災害発生時に備えて、外国人被災者に対する情報提供などの体制づくりを実施	観光文化交流局	2-6再
13	避難対策・避難生活支援の推進	NIC外国人防災サポーター制度の運営・養成（再掲）	多様な国籍の外国人住民を「NIC外国人防災サポーター」として登録・養成し、NIC外国人防災啓発事業や地域の防災イベント等へ派遣	観光文化交流局	1-3再 2-6再

資料２－１

令和５年度 人権についての市民意識調査の概要（予定）

本市がこれまでに実施してきた人権啓発の効果と課題を検証するとともに、市民の人権についての意識を把握し、より適切かつ効果的な啓発活動や施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、「人権についての市民意識調査」を実施します。

※前回は平成３０年度に実施

○ 調査概要

（1）対　　象　　市内に居住する満 18 歳以上の市民（外国人を含む）

（2）標 本 数　　3,000 人

（3）抽出方法　　住民基本台帳から無作為抽出

（4）調査方法　　調査票を郵送し、回答は郵送及びインターネットによる選択式のアンケート

（5）実施時期　　令和 5 年 10 月 10 日（火）から 31 日（火）まで

（6）公表時期　　令和 6 年 3 月を予定

○ 設問数

前回（平成 30 年度）同様、21 問を予定

○ 調査票（案）

別添のとおり

資料３－１

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別発言について

１　内容

令和５年６月３日に開催された「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会（以下、「討論会」という。）」において、参加されていた一部市民から差別用語を含む差別発言があったが、市職員が発言の制止や注意喚起などを行わず、会の終了後に発言を受けた方へ謝罪をする等の適切な対応を行わなかった。

２　討論会の概要

別紙のとおり

３　討論会以降の経過

- ６月３日　討論会直後の市長記者会見において、記者から差別発言について指摘
- ６月５日　障害者団体から市長に対し、抗議及び回答を要求
- ６月６日　経済水道委員会「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での市民の発言に対する当局の対応について」
- ６月１３日　障害者団体から市長に対し、第３者委員会設置の申入れ
- ６月１４日　総務環境委員会「本市における人権に対する認識等について」
- ６月１５日　財政福祉委員会「障害者差別に関係する法令等の基本的な考え方について」
  経済水道委員会「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での市民の発言に対する当局の対応について」
  障害者団体から市長に対し、第３者委員会の設置を要求
- ６月２１～２３日　観光文化交流局の主な管理職職員に、スポーツ市民局がヒアリング調査を実施
- ６月２９日　総務環境委員会「本市主催討論会に係る人権の観点からの調査について」
- ６月３０日　経済水道委員会「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での市民の発言に対する当局の対応について」

４　今後の対応

人権施策を所管するスポーツ市民局が、障害者施策を所管する健康福祉局とともに、外部有識者を含む検証チームを組織して検証を行い、再発防止策の検討等を行うこととしている。

資料３－２

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」概要

1　目的・位置づけ

復元する木造天守への昇降技術の設置について、名古屋市の方針の参考とするため、市民からの意見を聴取するもの

2　参加者の決定方法等

・住民基本台帳から無作為抽出した１８歳以上の市民５，０００人にアンケート及び資料、市民討論会の参加申込書を郵送

・参加申込書を提出した市民５６人のうち、市民討論会へ３６人が参加

3　外部委託

・安井建築設計事務所に「特別史跡名古屋城跡におけるバリアフリーに関するアンケート等業務」を委託

・司会進行等を安井建築設計事務所から都市研究所スペーシアに再委託

・当日は、本市職員も運営に従事

4　市民討論会の進行【開催日時：令和５年６月３日（土）１４時～】

・開会

・市長あいさつ

・講演

・市からの説明「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」

・討論会（有識者のコメント、質問意見用紙の内容紹介と質問に対する回答、質問記入者の補足説明）

・希望者による自由発言

・市民アンケート結果の発表

・市長あいさつ

・閉会

5　差別発言に係る状況等

・司会補助による市民Ａ（車いす利用者）の質問意見用紙の読み上げ

・市民Ａによる発言

・市担当者による回答

・司会から希望者による自由発言を求める

・市民Ｂによる差別発言

・市民Ａと市民Ｂとの言い合い

・市職員による言い合いの制止要請

・市民Ｃによる差別用語を含む差別発言

・一部市民からの拍手

6　事後の対応

・当該参加者を含む討論会参加者へお詫び文を郵送

・当該参加者の関係者には謝罪の意を伝えたが、現時点では当該参加者へ直接の謝罪ができていないため、引き続きしっかりとお詫びしていく

資料４

インターネットによる広報について

インターネット上では、差別表現、誹謗中傷、プライバシー侵害など様々な人権侵害が発生しており、その対応は喫緊の課題となっています。

こうした中、本市では、令和４年度に市広報テレビＣＭ「インターネット上の人権」（動画・15秒）を制作し、テレビCMで放映しました。

令和５年度には、この動画を用いてインターネット広告による人権啓発を行い、テレビ視聴者だけではなくインターネット利用者に対しても啓発を行うことで、更なるインターネット上の人権への啓発効果を高めていきます。

○広告概要

（１）媒体

ア　検索エンジン「Yahoo!Japan」の広告枠における動画広告

イ　動画投稿サイト「YouTube」における動画広告

（２）配信対象

名古屋市内限定

（３）掲載期間

令和５年８月１日から８月３１日まで（予定）

○掲載動画

裏面のとおり

■「画面の向こうにいる相手の気持ちを考えよう」CM映像イメージ

絵コンテ	セリフ・ナレーション
	ふだんのあなた、ネット上に書き込みをするあなたは同じですか？
	インターネット上で誰かを傷つける書き込みは許されません
	みんながナゴヤかな気持ちで過ごせるように
	画面の向こうにいる相手の気持ちを考えよう

資料５－１

ソレイユプラザなごや利用者実績数

（単位：人）

区　分	令和４年度	【参考】 令和３年度	【参考】 令和２年度	備　　考
一　般	25,206	16,536	9,197	
校外学習・ 団体見学	6,808	4,079	3,496	小中学校 111 校
啓発イベント	8,491	4,663	2,526	人権フェスタ、子ども じんけん教室等
合　計	40,505	25,278	15,219	令和５年度目標 33,000 人/年

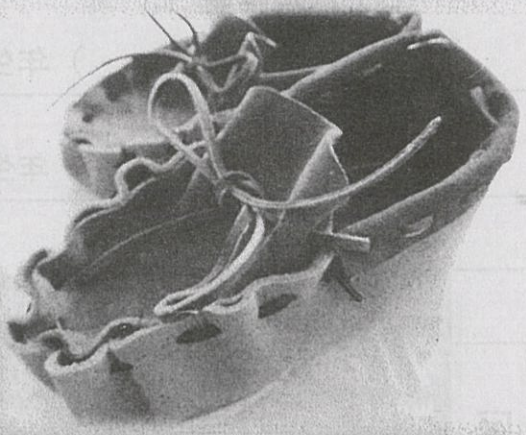
資料5－2

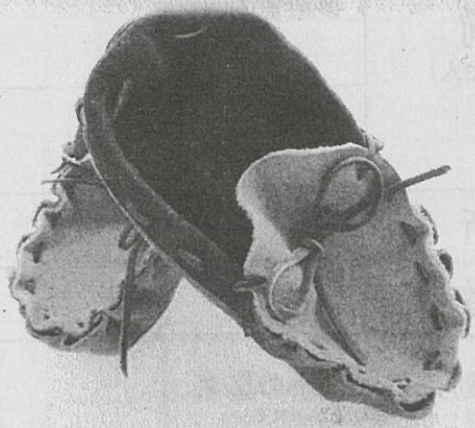
なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや　家族でモノづくり体験

やってみよう！ミニシューズづくり

参加費無料

牛や羊の革を実際に見たり、触れたりしながら、
「名古屋の靴づくり文化」について学びます。
みんなで一緒にカラフルな本革ミニシューズをつくろう！





講師 吉田 恭澄雄 さん（NPO法人L&U事務局長）

NPO法人L&U(レザーアンドアス)のご紹介

長きにわたり受け継がれてきた靴、鞄などの皮革関連製品の製造工程、技術力を広く市民の方々に知っていただくと共に、その文化並びに技術・技能の継承に寄与することを目的として活動しています。

日時	8/4（金）10:30～12:30
会場	ソレイユプラザなごや研修室
対象	名古屋市在住・在学の小学生と 名古屋市在住・在勤の保護者
定員	２４組（１組最大３人） ※工作の材料は１組につき左右１セット用意

申込み期限
（事前申込・抽選制）
7/17（月・祝）

申込方法

※電話・FAX・電子申請のいずれかにてお申し込みください

電話

052-684-7017

FAX

052-684-7018

電子申請

＜8/4（金）参加申込書＞　申込み期限　7/17（月・祝）

ふりがな 名前 （1組最大3人）	参加者①	□保護者 □子ども（　　）年生
	参加者②	□保護者 □子ども（　　）年生
	参加者③	□保護者 □子ども（　　）年生
住所	〒	
電話番号		
通学・通勤先の所在地の区名 （市外にお住まいの方のみご記入ください）	区	

ご記入いただいた事項は、本セミナーの運営を目的として使用し、他の目的で使用することはございません。※小学生のみ、成人のみでの参加はできません。

参加いただける方には、参加証を**7/28（金）**までにお送りします。
当日は、参加証をお持ちの上、ご参加ください。

※電子申請でお申込みの方には、メールにて、その他の方法でお申込みの方には、はがきにて送付させていただきます。

○難聴者用磁気ループシステム対応

磁気ループとは、難聴者や高齢者など、広い会場で音声を正確に聞くことが苦手な方向けに、補聴器による聞こえ方をサポートするシステムです。

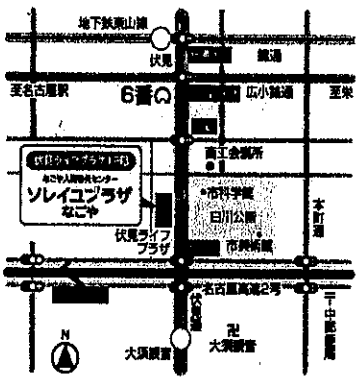
会場

なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや

名古屋市中区栄一丁目23-13伏見ライフプラザ12階

地下鉄 伏見駅6番出口より 南へ徒歩7分

※駐車場・駐輪場はございませんので、会場へは公共交通機関をご利用ください。



問合せ

TEL:052-684-7017　FAX:052-684-7018
E-mail:a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

主催

名古屋市、名古屋市教育委員会

休館日：月曜日（休日の場合はその直後の平日）

Twitter

Website

なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや
家族でモノづくり体験

資料5－3

手づくりで感じる ウクライナの文化！

モタンカ人形づくり





講師　サムソノバ・テチアナさん
（名古屋市国際交流課スタッフ）
ロシアによる侵攻後の2022年4月に来日。
ウクライナ・オデーサ出身。

参加費無料

8.5（土）
13:30−15:30

ウクライナをテーマにした子ども向けワークショップを、
８月の名古屋市多文化共生推進月間にあわせて開催します。
講演ではウクライナの文化についてのお話、工作では
ウクライナの伝統的な人形、「モタンカ」を作ります。

会場　ソレイユプラザなごや　研修室

対象　名古屋市在住・在学の小学生と
名古屋市在住・在勤の保護者

定員　24組（1組最大3人、工作は1組2セット）

申し込み期限
（事前申込・抽選制）
7.17（月・祝）

申込方法

電話・FAX・電子申請にてお申し込みください
※窓口でも申し込みを受け付けております

電話
052-684-7017

FAX
052-684-7018

電子申請

8.5（土）参加申込書　　申し込み期限　7.17（月・祝）

ふりがな **名前** （1組最大3人） ※小学生のみ、成人のみでの参加は不可となります。	参加者①	□保護者 □子ども（　　）年生
	参加者②	□保護者 □子ども（　　）年生
	参加者③	□保護者 □子ども（　　）年生
住所	〒	
電話番号	TEL	ご記入いただいた事項は、本セミナーの運営を目的として使用し、他の目的で使用することはございません。
通学・通勤先の所在地の区名	※市外にお住まいの方のみご記入ください ①　　区 ／ ②　　区 ／ ③　　区	

参加いただける方には、参加証（はがき・メール）を
7.28（金）までにお送りします。
当日は、参加証をお持ちの上、ご参加ください。

※電子申請でお申し込みの方には、メールにて、
そのほかの方法でお申し込みの方には、ハガキにて
参加証を送付させていただきます。

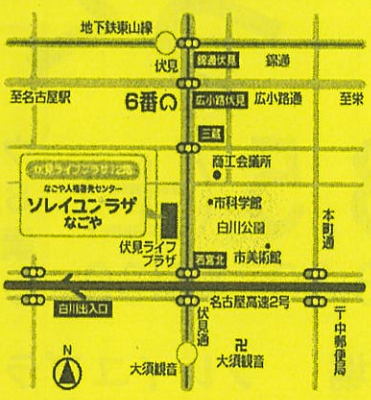
○難聴者用磁気ループシステム対応

磁気ループとは、難聴者や高齢者など、広い会場で音声を正確に聞くことが苦手な方向けに、補聴器による聞こえ方をサポートするシステムです。

会場

なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや
名古屋市中区栄一丁目23-13伏見ライフプラザ12階

地下鉄 伏見駅6番出口より 南へ徒歩7分
※駐車場・駐輪場はございませんので、会場へは公共交通機関をご利用ください。



休館日：月曜日（休日の場合はその直後の平日）

問合せ
TEL：052-684-7017　FAX：052-684-7018
E-mail：a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

主催
名古屋市、名古屋市教育委員会

Twitter

Website

資料5－4
~~当日先着順~~

令和5年度

8月は「人権強調月間」「多文化共生推進月間」です！

夏の人権フェスタ

参加費無料

8月12日（土）

午前の部 10:00～（開場9:30）



© 2020 VENDOME PICTURES LLC, PATHE FILMS

映画

コーダあいのうた

上映時間 112分

高校生のルビーは両親と兄の4人家族の中でただ一人だけ耳が聴こえる。幼いころから彼女は"通訳"となり、家業も毎日欠かさず手伝っていた。合唱クラブに所属すると、顧問の先生がその才能に気づき、音楽大学の受験を進める。しかし、彼女の歌声が聞こえない家族はその才能に気づけず大反対！自分の夢より家族の助けを続けることを決意するが…。

出演：エミリア・ジョーンズ、フェルディア・ウォルシュ＝ピーロ　ほか

日本語吹き替え、日本語字幕あり

午後の部 14:00～（開場13:30）

映画

マイスモールランド

上映時間 114分



©2022「マイスモールランド」製作委員会

「国家を持たない世界最大の民族」と呼ばれるクルド人。埼玉県に2000人ほどのコミュニティが存在するが、クルド人が難民認定された例はこれまでないに等しい。少し前までは同世代の日本人と変わらない、ごく普通の高校生活を送っていた17歳の少女だが、ある日、家族の難民申請が不認定となり、彼女の生活が一変する。彼女が日本で生活したいと願うことは罪なのだろうか―。

出演：嵐莉菜、奥平大兼、藤井隆　ほか

日本語字幕、日本語音声ガイドあり

8月13日（日）

午前の部 10:00～（開場9:30）



©JAME

映画

ジョバンニの島

アニメ　上映時間 102分

第2次世界大戦終結直後、ある日自由と平和を奪われた人々がいた。ソ連軍が島を占拠し、島の人々の住処は奪われる。父はシベリアの収容所に送られ、兄弟は極寒の地樺太へ―。寒さと飢えに苦しみながらも父との再会を想い続ける兄弟の実話をもとにした物語。

声優：市村正親、仲間由紀恵、柳原可奈子　ほか

日本語字幕あり

午後の部 14:00～（開場13:30）

映画

20歳のソウル

上映時間 137分



©2022「20歳のソウル」製作委員会

甲子園出場をかけた球児たちの背中を押すチャンステーマとして代々受け継がれる千葉県船橋市立船橋高校の応援曲「市船soul」。作曲したのは当時吹奏楽部3年生だった浅野大義さん。恩師のような教師を志し、音楽大学へ進学、夢に向かってキャンパスライフを過ごしていたが、大義の身体を異変が襲う。診察の結果、大義の身体は癌に侵されていた―。吹奏楽部の絆が生んだ希望と感動の実話。

出演：神尾楓珠、尾野真千子、佐野浩市 ほか

日本語字幕、日本語音声ガイドあり

費用 **無料**

定員 **各回750人** 当日先着順

※満員になった場合は入場をお断りさせていただきます。

※作品ごとに入れ替え制です。お荷物はすべて持ってご退場ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により中止になる場合があります。※中止の場合、ソレイユプラザなごや公式ウェブサイト、名古屋おしえてダイヤルに中止のお知らせを掲載します。※ご参加にあたり配慮が必要な方はあらかじめお申し出ください。

会場 **鯱城（こじょう）ホール**

住所 中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ5階

アクセス 地下鉄「伏見駅」6番出口より南へ350m

伏見ライフプラザ
5階 鯱城ホール
12階 なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや



★駐輪場・駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
★館内での飲食はご遠慮ください。
★時間や内容は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

問合せ

なごや人権啓発（じんけんけいはつ）センター
ソレイユプラザなごや

休館日：月曜日（休日の場合はその直後の平日）
開館時間：午前9時～午後5時

〒460-0008　名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ12階
☎ 052-684-7017　FAX 052-684-7018
Email a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp
URL https://www.jinken.city.nagoya.jp

Website　Twitter

主催 名古屋市・名古屋市教育委員会・愛知人権啓発活動ネットワーク協議会

このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取

ご案内

なごや人権啓発センター（じんけんけいはつ）

ソレイユプラザなごや

ソレイユプラザなごやは市民の皆さん一人ひとりが人権問題を身近に感じ、行動できるきっかけとなるように、様々なイベントを開催しています。また、車いす体験や高齢者、妊婦などの様々な立場の人の体験ができます。みて、ふれて、体験して、楽しく人権について学べる施設です。ぜひお越しください。







イベントのお知らせ

7/21～9/3 まで「伏見！夏のスタンプラリー」を開催中！

伏見にある 6 つの施設をまわって、スタンプを集めよう！ゴールのソレイユプラザなごやで景品と交換できるよ。（スタンプ 3 個から景品がもらえます）

子ども向けイベント

人権ワークショップ

「SDGs」「ユニバーサルデザイン」「パラスポーツ」について映像を見たり、調べたりしながら楽しく学びましょう！

パラスポーツ体験デー

「ボッチャ」「パラアーチェリー」「ゴールボール」を開催予定！楽しみながら体験してみましょう！

《開催日カレンダー》※開催日○印

日	月	火	水	木	金	土
7月 23	24	25	26	27	(28)	(29)
30	31	8月 1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	(18)	(19)
20	21	22	23	24	(25)	(26)

※あらかじめお申込みが必要なイベントがあります。
詳しくはソレイユプラザなごや公式 Websiteをチェック！

人権相談窓口のご案内

人権侵害に関する相談

法務省「みんなの人権 110 番」（全国共通人権相談ダイヤル）
☎0570-003-110
平日 8:30 ～ 17:15「インターネット人権相談」のメールや LINE でも相談可能

人権問題に関する一般的な相談、情報提供や相談窓口の案内

なごや人権啓発センター
☎052-684-7017
火曜日～日曜日 9:00 ～ 17:00（月曜日が休日の場合の直後の平日を除く）



このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

様々な差別の解消に向け制定された法律

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成 28 年 4 月 1 日施行

「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

●「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 平成 28 年 6 月 3 日施行

不当な差別的言動は許されないことを宣言し、人権教育と人権啓発などを通じて、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

●「部落差別の解消の推進に関する法律」 平成 28 年 12 月 16 日施行

現在も部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、この差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

資料6－1

小学4年生から
6年生対象

車いす バスケットボール 体験教室

参加費 無料

令和5年7月27日(木)
午後1時30分～3時30分



バスケットボールが
未経験でも
参加できます



車いすバスケットボール
選手と一緒に
シュート練習や試合を
体験してみよう！

会　場 …… 東スポーツセンター　2階第1競技場（地下鉄 ナゴヤドーム前矢田駅1番出口徒歩すぐ）
駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

対　象 …… 名古屋市内在住・在学の小学4年生から6年生
会場までの行き帰りは保護者が引率をお願いします。
会場には保護者用の観覧席を用意しています。

定　員 …… 50名

申込方法 … 名古屋市電子申請サービス、メール、FAXのいずれかにてお申し込みください。（詳細は裏面参照）

応募期間 … 6月13日(火)午前9時～7月11日(火)

問合せ先 … 名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室　TEL：052-972-2583

主催　名古屋市、名古屋市教育委員会、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会、名古屋人権擁護委員協議会、名古屋法務局
協力　東海北陸車いすバスケットボール連盟

内容の案内

車いすバスケットボールを通して障害のある方への理解を深めるとともに、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身に付けるなど、様々な人権意識の向上を図ります。

内容

1. 開会
2. ランニング
3. シュート
4. 鬼ごっこ
5. 試合
6. 人権教室
7. 閉会



持ち物

- 運動できる服装
- 体育館シューズ
- 飲み物
- タオル



※更衣室を利用できます。
※バスケットボールは主催者が用意します。

申込方法

応募期間：6月13日(火)午前9時～7月11日(火)
問合せ先：名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室　TEL：052-972-2583

名古屋市電子申請サービス、メール、FAXのいずれかにてお申し込みください。定員に達した時点で申し込みを締め切ります。
参加いただける方には7月14日(金)までにご登録いただいたメールアドレスに参加可能通知をお送りします。

- 名古屋市電子申請サービス（右記のQRコードからお申込みください）
- メール：a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp（下記の内容を入力して送信してください）
  ①参加者氏名（ふりがな）　②学年　③住所　④メールアドレス　⑤電話番号　⑥保護者氏名
- FAX：052-972-6453（下記の参加申込書にご記入の上、FAX送信してください）

参加申込書

（ふりがな） 参加者氏名		学年	小学　　年生
住所	〒		
メールアドレス			
電話番号			
保護者氏名			

施設紹介

なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや

名古屋市中区栄一丁目23-13伏見ライフプラザ12階
休 館 日：月曜日（休日の場合はその直後の平日）
開館時間：午前9時～午後5時
T　E　L：052-684-7017



ソレイユプラザなごやは、市民の皆さん一人ひとりが、人権について気づき、学び、行動するきっかけとなるようなイベントを開催しています。また、車いす体験や高齢者や妊婦など様々な立場の人の疑似体験ができます。みて、ふれて、体験して楽しく人権について学べる施設です。

Website　Twitter

©NAGOYAD

資料6－2

人権スポーツ教室開催



名古屋ダイヤモンドドルフィンズ

×

主　催

名古屋法務局／
愛知県人権擁護委員連合会／
名古屋人権擁護委員協議会／
名古屋市／
名古屋市教育委員会／
愛知人権啓発活動ネットワーク協議会

令和5年8月5日(土)

PM2:00 ▼ PM4:30

名古屋市守山スポーツセンター第1競技場

アクセス
【市バス】ゆとりーとライン「小幡緑地」下車すぐ
【駐車場】300円（普通自動車1台）
当日の状況により駐車できない場合もあります。（基本は公共交通機関をご利用ください。）

対　象　愛知県内在住・在学の小学4年生から6年生
定　員　60名
参加費　無料
応募期限　郵送　7月13日(木)（当日消印有効）まで
メール　7月14日(金)まで
※応募者多数の場合は抽選　応募方法等については
名古屋法務局　検索

教室応募メール

名古屋法務局HP

問合せ先　名古屋法務局人権擁護部　☎952-8158
名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室　☎972-2583

悩みがあったら相談してね。相談先はうら面にあります！

秘密は守るよ!

悩みを教えて!
必ず力になるよ

悩みがあったら相談してね!



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

友だちから
いじめられている…

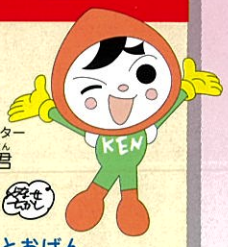
携帯サイトや
インターネットで
悪口を書き込まれた…

学校や家、
その他のことで
悩みがある…

電話で相談 こどもの人権 110番

通話無料

携帯電話からもかけられるよ。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

フリーダイヤル
0120-007-110
ぜろ ぜろ ななの ひゃくとおばん

相談時間

月曜日～金曜日　午前8:30～午後5:15

※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

メールで相談 こどもの人権 SOS-eメール

ネットでも!

法務省のホームページでも
相談を受け付けているよ。



人KENあゆみちゃん

パソコン・携帯電話から

クリック!

インターネット人権相談　検索

http://www.jinken.go.jp/

右のQRコードを携帯電話で読み込めば、ホームページにつながるよ!

SOSミニレターで相談

子どもの人権 SOS ミニレター

SOSミニレターはこんなふうにつかってね!

1 困っていること、悩んでいることがある人は・・・



2 それをSOSミニレターに書いて、送ろう!
切手はいらないよ。



3 手紙か電話であなたに返事が来るよ!
※どちらの方法で返事をしてほしいか教えてね。



SOSミニレターがほしい人は、0120-007-110に電話してね!!

このチラシは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。